

令和元年度

金沢市市民行政評価委員会（事務事業評価）

対象事業説明資料

## 目次

### 令和元年度 事務事業評価について

- (1) プログラミング教育活動拠点開設事業費 (産業政策課)
- (2) 若者女性キャリアアップ促進奨励金 (労働政策課)
- (3) 納税奨励金 (税務課)
- (4) 保険料納付奨励金 (医療保険課)
- (5) 再生可能エネルギー等導入支援費 (環境政策課)
- (6) 中山間地域遊休農地活用就農者支援事業費 (農業水産振興課)
- (7) 子育て支援総合コーディネート事業費 (子育て支援課)
- (8) 食育推進費 (地域保健課)

# 令和元年度 事務事業評価について

# 1 本市の行政評価システム

## (1) 概 要

行政の透明性を高め、効率的で効果的な市政の実現をめざすとともに、市政の内容を市民によりわかりやすく説明するために、本市で実施する各事務事業について、廃止、見直し、継続の評価を行います。

## (2) 実施内容

### ① 一次評価

事業担当課による自己評価

### ② 二次評価

庁内ワーキンググループによる評価

### ③ 市民行政評価

一次評価と二次評価の結果をもとに、

市民行政評価委員が選定した特定の事業

について、市民の視点から評価

- ・市民からの意見を募集

- ・市民行政評価委員会での審議

### ④ 公表

行政改革推進委員会、ホームページを通じ、結果を公表

### ⑤ 予算への反映

評価による廃止・見直し等を予算編成に反映し、改善



## (3) スケジュール

5月 一次評価

6月～8月 二次評価

9月～10月 市民行政評価対象事業の市民意見募集（9/17～10/16）

10月～11月 市民意見を踏まえ、市民行政評価委員会を開催  
(10/23、10/30、11/6)

11月 行政改革推進委員会へ結果を報告

12月以降 公表

## 2 市民行政評価委員会

### (1) 概 要

事務事業評価の客観性と透明性の向上を図るため、有識者・公募委員からなる市民行政評価委員会が、市民意見を踏まえた調査審議を実施します。

### (2) 対象事業

二次評価において「見直し」「継続」となった事業のうち、新規事業の点検や社会環境等の変化への対応等から、市民行政評価委員会にて以下の8事業を選定しました。

- ・新規事業の点検（2件）

- ① プログラミング教育活動拠点開設事業費（産業政策課）
- ② 若者女性キャリアアップ促進奨励金（労働政策課）

- ・社会環境等の変化への対応（3件）

- ③ 納税奨励金（税務課）
- ④ 保険料納付奨励金（医療保険課）
- ⑤ 再生可能エネルギー等導入支援費（環境政策課）

- ・費用対効果の向上（3件）

- ⑥ 中山間地域遊休農地活用就農者支援事業費（農業水産振興課）
- ⑦ 子育て支援総合コーディネート事業費（子育て支援課）
- ⑧ 食育推進費（地域保健課）

### (3) 評価方法

事業担当課長とのヒアリングを通じて、一次評価と二次評価の相違点等を参考に、各委員の意見を取りまとめ、委員会としての評価を作成します（廃止、見直し、継続の3区分で評価）。なお、議論の内容や結果は市のホームページで公開します。

#### 〔評価委員会の流れ〕

- ① 事業担当課長から事業内容の概略・一次評価の理由について説明
- ② 行政経営課長から二次評価の理由について説明
- ③ 事務局から市民意見の報告
- ④ 委員による質疑応答
- ⑤ 各委員が個別に、評価シートを記入
- ⑥ 全委員で意見交換のうえ、評価を作成

〔見直し・廃止等評価基準一覧〕

今後の方針	理由	評価基準
見直し	計画見直し	事業計画の延伸が可能である
	受益者負担の適正化	国や他都市の状況や他の制度等と比較して受益者負担が著しく少ない
	対象・水準の適正化	国や他都市の状況や他の制度等と比較して過大な対象・水準となっている
	外部委託導入・拡大	外部委託化により効率化可能である
	統合	類似事業との統合により効率化可能である
	補助事務化	補助事務化により効率化可能である
	共同実施化	共同実施化により効率化可能である
	縮小	事業効果を踏まえ、事業規模を縮小すべきである
	内容見直し	事業効果・効率向上のため内容改善の必要がある
	重点化	重点項目を絞って実施する必要がある
廃止	終期設定	継続期間を限定し、効率的に実施する必要がある
	目的達成	目的達成により必要性が低下している
	市民ニーズ低下	市民ニーズが大幅に低下している
	民間移管	民間主体で実施すべきである
	市関与低下	民間・他団体が既に実施しており、市関与の必要性が低下している
	他事業で代替	類似事業で本事業を代替可能である
継続		引き続き事業を実施する

(1) プログラミング教育活動拠点開設  
事業費

## 事業概要説明シート（1）

### 【1 事業概要】

事務事業名	プログラミング教育活動拠点開設事業費	担当課	産業政策課
根拠法令等	—	事業期間	平成 29 年度～( 2 年目)
■2020年度から始まる小学校でのプログラミング授業の必修化を見据え、就学前児童から小・中学生、高校生の子供達が習熟度にあわせてプログラミングを学ぶ機会を広く提供する。			
<p>○事業内容</p> <p>平成29年度に年5回で開始したキッズプログラミング教室は、毎回定員を超える申込があることや、同年度末に実施したプログラミングフェスタでは、来場者総数が1,484名となるなど、その機運の高まりを受けて、平成30年度には10回開催した。</p> <p>その内容は、自由に描いた絵を画像で動かす「お絵描き体験」や、色とりどりに書いた線上を様々な色を発しながら動く「小型ロボット体験」で、子供の興味・関心を持たせるとともに、自らプログラムしたロボットを盤面上で競わせる「ロボットサッカー対戦」や、プログラムに必要な専用言語を用いた「冒険ゲームの開発」を通して、子供の意欲・技能を高めるものである。加えて、平成30年夏休みには、プログラミング授業をモデル校2校で試行し、保護者や地域住民、情報担当教諭等が参加した。</p> <p>平成31年2月に「金沢版プログラミング教育」をとりまとめ、これに基づき、今年度から、金沢市プログラミング教育ディレクターを配置し、キッズプログラミング教室を公民館や児童館へ拡充するとともに、本市産業界の将来を担う独創的で豊かな創造力を持つ人材を育成する「みらいクリエイター養成塾」を開催するなど、子供の興味・関心・意欲・技能にあわせた様々な学びの機会を提供している。</p>			

### ○事業費用の内訳

(平成30年度) 総額 600万円

- ・キッズプログラミング教室開催委託料 500万円
- ・チラシ作成・広報費 100万円 ※チラシは、市内全小学生分を学校経由で毎回配付

(令和元年度) 総額1,100万円

- ・キッズプログラミング教室開催委託料 360万円

(その他)

- ・プログラミング教育ディレクター業務委託料
- ・プログラミングスクール地域展開費
- ・大学等高等教育機関と連携したプログラミング教材開発費 など 740万円

### 【2 事業費および実績】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (予算)
事業費	万円 —	万円 —	万円 330.0	万円 600.0	万円 1,100.0
指 参加者数	—	—	1,497 人	1,945人	—
標 申込者数	—	—	2,483 人	2,655人	—

### 【3 市の評価】

一次評価 (担当課評 価)	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	—
	ITビジネスプラザ武蔵を拠点としたプログラミング教育活動の裾野をさらに広げるため、令和元年度から、地域の公民館や児童館に活動を拡充することとしている。あわせて、小中学校で2020年度から、順次、プログラミング授業が必修化され、教育現場でも活躍できる保護者や地域の方、大学生をサポーターとして育成する必要があることから、継続して実施していく。			
二次評価	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	—
	(こんなふうに見直していきます)			
—				

# 金沢市キッズプログラミング教室

事前予約が  
必要です

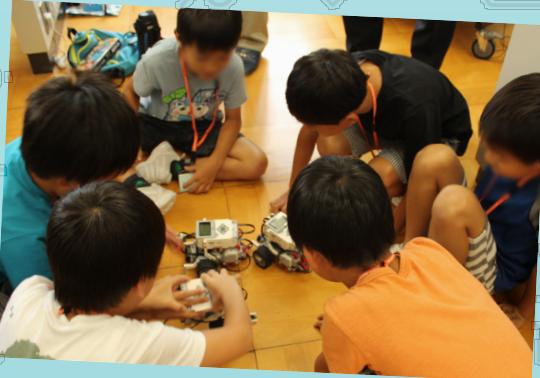
# ロボットで プログラミングを学ぼう!

2020年から小学校で「プログラミング教育」が必修化されます。

金沢市では、子供たちがプログラミング教育をスムーズに受け入れられるように  
プログラミング教室を開催しており、プログラミングに親しむ機会としてご活用下さい。

この教室では、LEGOロボットを使って、  
「プログラムでLEGOロボットを動かす仕組み」、「プログラムの基本」を  
楽しく学習します。また、継続してプログラミングに親しんでいただくために、  
ご家庭でプログラミング環境がつくりやすい「スクラッチ」の説明を行い、  
当日作成したプログラムをUSBメモリで持ち帰っていただきます。

当日は、予約時間の5分前までに受付をお済ませください。  
筆記用具、水筒を持参してください。



事前予約の  
お申し込みは  
コチラ→→



受付締切 7/5(木)  
抽選結果は7/9(月)に  
メールで連絡します。  
※キャンセル時は必ずお知らせください。

参加費

500円 当日会場にお持ちください

※このイベントは、めいてつ・エムザの駐車場割引券・無料サービスの対象外です。

イベント詳細に関するお問い合わせ

金沢市経済局産業政策課

tel:076-220-2204

イベント当日の連絡先

ITビジネスプラザ武蔵

tel:076-224-6340

2018年7月15日(日)

会場 ITビジネスプラザ武蔵 6F 交流室

金沢市武蔵町14-31

時間 ① 9:00-12:00

② 13:00-16:00

対象 小学5年～6年生

全2回、各回12組。2人1組でお申し込みください。  
1人でのお申し込みも可。

(別のお子様と組んで体験していただけます)

定員

金沢市キッズプログラミング教室

# あちちや ハック!

\* ハックとは、音楽+プログラミングを指し、スゴ腕エンジニアの技のことをいいます。

2020年から小学校で「プログラミング教育」が必修化されます。

金沢市では、子どもたちがプログラミング教育のスタートをスムーズに受け入れられるように、多様なプログラミング要素を取り入れた教室を行ってまいります。

「わが子が興味をもつプログラミングツールはどれなのか？」  
一緒に体験して、子どもの才能を見つけてみませんか？



2018年7月29日(日)

会場

ITビジネスプラザ武藏  
4F サロンスペース「CRIT」  
金沢市武藏町14-31

時間

10:00-17:30

参加費

無料

※このイベントは、  
駐車場利用料や  
無料サービスの対象外です。

詳しくは  
コチラ

受付は金沢市webページにて

金沢市キッズプログラミング教室

検索

お申し込み

受付期間7/9(月)  
抽選結果は7/15(月)ごメールで連絡します  
※キャンセル料は必ずお知らせください。



# 時間指定のものは事前予約が必要です

多数の参加者が見込まれます。お子様から目を離さないようにお願ひいたします。

ワークショップは予約時間の5分前までに受付をお済ませください。

## おもちゃハック(改造+プログラミング)

おもちゃをハックしよう!

おもちゃにセンサーやマイコンをつけたり、音に合わせて動くようにしたりして、自分だけのスペシャルなおもちゃを作ろう!



おもちゃ



マイコン

???

時間割: ①10:00-12:00 ②13:00-15:00 ③15:30-17:30

対象: 小学4年~6年生

定員: 全3回、各回10人、計30人。(要事前申込)



## PETS

### ペット? PETSクロスバトル

ブロックで組みする四角い木のロボット。

命令ブロックの矢印はどちら向き?

PETSを使ったロボット対戦!

最高の司令官をめざそう!



時間割: ①10:00-11:10 ②11:20-12:30

③13:10-14:20 ④14:30-15:40 ⑤15:50-17:00

対象: 小学1年~6年生

定員: 全5回(要事前申込)。各回4組(1組2~3人、代表者がお申込みください。  
1人でのお申込みも可。)

## 予約不要

### ストロービーズ ビズキット StrawbeesとViscuitでお絵かき水族館を作ろう!



Viscuitで描いたイキモノを壁に浮かべて、ロボットのよう  
にStrawbeesを通して、一日だけの水族館をつくろう!

対象: 4歳以上(予約不要)



そのほか、  
磁石でくっつく電子工作ブロック「littleBits」、  
ゲームクリエイターになれる「Springin'」、  
また、小さなお子様でも楽しめるような、  
イモムシロボットやオタマトーンなど  
面白いプログラミングガジェットを  
用意してお待ちしております。

事前予約の  
お申し込みは  
コチラ→



受付締切 7/9(月)

抽選結果は 7/13(金)に  
メールで連絡します。

※キャンセル時は必ずお知らせください。

イベント詳細に関するお問い合わせ

金沢市経済局産業政策課

イベント当日の連絡先  
ITビジネスプラザ武蔵

tel:076-220-2204

tel:076-224-6340

# 金沢市キッズ プログラミング教室



## ゲームを変える。学びに変える。

# HackforPlay ハックフォープレイ

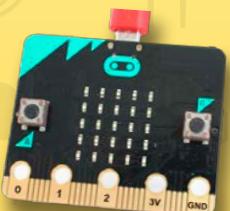
※ ハックとは、改造+プログラミングを指し、スゴ腕エンジニアの技のことをいいます。



## 2020年から小学校で「プログラミング教育」が必修化されます。

金沢市では、子どもたちがプログラミング教育のスタートをスムーズに受け入れられるように、  
多様なプログラミング要素を取り入れた教室を行ってまいります。

「わが子が興味をもつプログラミングツールはどれなのか？」  
一緒に体験して、子どもの才能を見つけてみませんか？



## 2018年8月26日(日)

会場

ITビジネスプラザ武蔵  
4F サロンスペース「CRIT」  
金沢市武蔵町14-31

時間

10:00-17:00

参加費

無料

※ このイベントは、  
めいてつ・エムサの駐車場割引や  
無料サービスの対象外です。

詳しくは  
コチラ

お申し込み

受付は金沢市webページにて

金沢市キッズプログラミング教室

検索

受付締切 7/30(月)  
抽選結果は8/3(金)にメールで連絡します  
※キャンセル時は必ずお知らせください。



# 時間指定のものは事前予約が必要です

多数の参加者が見込まれます。お子様から目を離さないようにお願ひいたします。

ワークショップは予約時間の5分前までに受付をお済ませください。

## あそべるプログラミング HackforPlay(ハックフォープレイ)

初めてのプログラミングは楽しく学びたい!ハックフォープレイはゲームでプログラミングを学べる新しいスタイルの教材です。改造しながらゲームをつくり、クリアする。

君だけの新しい冒険をはじめよう!

時間割: ①10:30-12:00 ②13:00-14:30 ③15:00-16:30

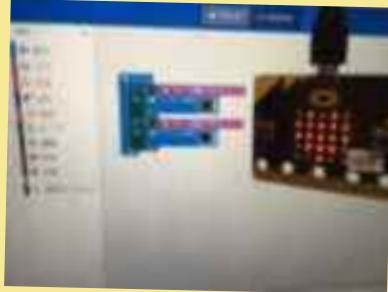
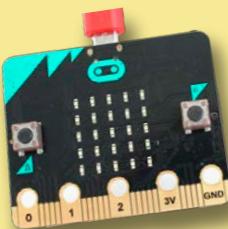
対象: 小学3年~6年生

定員: 全3回、各回15人、計45人。(要事前申込)



## micro:bit マイクロビット

イギリスで作られ、授業にも活用されているカードサイズのマイコンボード♪遊び方は無限大! 文字や絵を表示できるLEDとボタンスイッチの動きをiPadからプログラミングしてみよう!



時間割: ①10:00-10:50 ②11:10-12:00  
③13:00-13:50 ④14:10-15:00

対象: 小学3年~6年生

定員: 全4回、各回8人、計32人。(要事前申込)

予約不要

## 夏休み15分電子工作

マスキングテープと電子部品でつくる、海の生き物キーホルダー!  
完成すると生き物が光るよ!

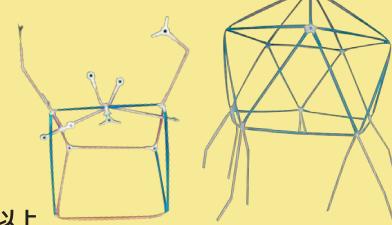
対象: 小学1年~6年生

定員: 先着150名。



## ストロービーズ ビスケット StrawbeesとViscuitで お絵かき水族館をつくろう!

Viscuitで描いたイキモノを壁に浮かべて、ブロックのよう  
Strawbeesを組んで、一日だけの水族館をつくろう! 対象:4歳以上



予約不要

事前予約の  
お申し込みは  
コチラ→→



受付締切 7/30(月)  
抽選結果は8/3(金)に  
メールで連絡します。

※キャンセル時は必ずお知らせください。

イベント詳細に関するお問い合わせ

金沢市経済局産業政策課 tel:076-220-2204

ITビジネスプラザ武蔵 tel:076-224-6340

## 金沢市キッズプログラミング教室

# ロボット + サッカー

2020年から小学校で「プログラミング教育」が必修化されます。

金沢市では、子どもたちがプログラミング教育のスタートをスムーズに受け入れられるように、  
多様なプログラミング要素を取り入れた教室を行ってまいります。

「わが子が興味をもつプログラミングツールはどれなのか？」  
一緒に体験して、子どもの才能を見つけてみませんか？

2018年9月30日(日)

会場

ITビジネスプラザ武蔵  
4F サロンスペース「CRIT」  
金沢市武蔵町14-31

時間

10:00-17:00

参加費

無料

※このイベントは、  
めいてつ・エムザの駐車場割引や  
無料サービスの対象外です。

詳しくは  
コチラ

受付は金沢市webページにて

金沢市キッズプログラミング教室 検索

受付締切 9/3(月)  
抽選結果は9/7(金)にメールで連絡します  
※キャンセル時は必ずお知らせください。

お申し込み



# 時間指定のものは事前予約が必要です

多数の参加者が見込まれます。お子様から目を離さないようにお願いいたします。

ワークショップは予約時間の5分前までに受付をお済ませください。

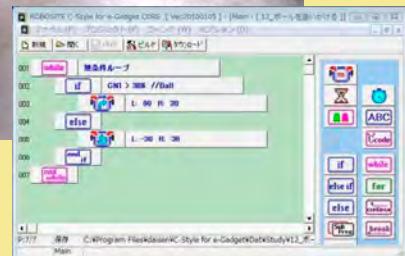
## ロボットサッカーで盛り上がろう

20XX年。キミはロボットサッカー日本チームの監督。  
ロボットプログラミングを学び、ロボット選手を強化してリーグ戦を  
勝ち抜きロボットW杯優勝を目指そう！パソコン上でいろいろな命令を  
組み合わせて、ロボットに動きをプログラミング。世界的なイベント  
「ロボカップジュニア」のルールで対戦しよう。

時間割：①10:00-12:30 ②14:00-16:30

対象：小学3年～6年生

定員：全2回、各回16人、計32人。（要事前申込）



# PETS

## ペッツ PETSクロスバトル

ブロックで命令する四角い木のロボット。命令ブロックの矢印は  
どちら向き？PETSを使ったロボット対戦！最高の司令官をめざそう！



時間割：①10:00-11:10 ②11:20-12:30

③13:10-14:20 ④14:30-15:40 ⑤15:50-17:00

対象：小学1年～6年生

定員：全5回（要事前申込）。各回4組（1組2～3人、代表者がお申込みください。  
1人でのお申込みも可。）

予約不要

## オソボット Ozobotで 線プログラミング！

手のひらサイズの小さなロボット。線を描いた上をついてくるよ！  
色と線でロボットをコントロールしよう。

対象：小学1年生以上



予約不要

## 3Dぬりえ

ぬりえ台紙にiPadをかざすと、  
3Dになって動き出すよ！  
好きな色を塗って楽しもう！

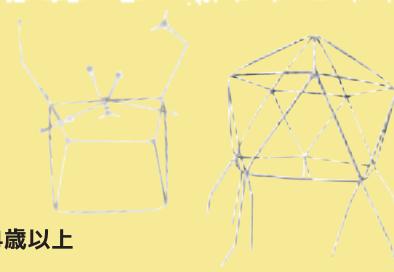
対象：4歳以上

定員：先着150名



## ストロービーズ StrawbeesとViscuitで お絵かき水族館をつくろう！

Viscuitで描いたイキモノを壁に浮かべて、ブロックのように  
Strawbeesを組んで、一日だけの水族館をつくろう！ 対象：4歳以上



予約不要



そのほか、ゲームクリエイターになれる「Springin」や小さなお子様でも楽しめるようなイモムシロボットやオタマトーンなど、プログラミングガジェットもご用意しております。

事前予約の  
お申し込みは  
コチラ→



受付締切 9/3(月)  
抽選結果は9/7(金)に  
メールで連絡します。  
※キャンセル時は必ずお知らせください。

イベント詳細に関するお問い合わせ

金沢市経済局産業政策課 tel:076-220-2204

イベント当日の連絡先 ITビジネスプラザ武蔵 tel:076-224-6340

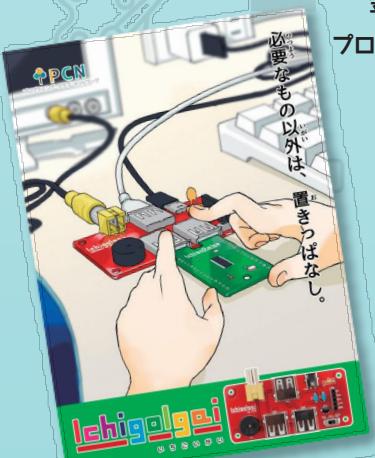
# 金沢市キッズプログラミング教室

# 事前予約が 必要です

# IchigoJam を使って プログラミングを学ぼう!

2020年から小学校で「プログラミング教育」が必修化されます。

金沢市では、子供たちがプログラミング教育をスムーズに受け入れられるようにプログラミング教室を開催しています。プログラミングに親しむ機会としてご活用下さい。



学習用コンピュータ「IchigoJam」で、  
明るさセンサーを使ったプログラミング体験!  
当日使用した「IchigoJam」は、お持ち帰りいただけます。

当日は、予約時間の5分前までに受付をお済ませください。  
筆記用具、水筒を持参してください。



The map shows the location of IT Business Plaza Musashizuka (ITビジネス プラザ武蔵) in relation to JR Kanazawa Station. The station has a West Exit (西口) and an East Exit (東口). The plaza is located near the East Exit. Key landmarks include the Muashishi (むさし西) area, the Kanasawa-komaichi (かなざわはこまち) area, the Muashi (むさし) area, the Onchi-cho Ichiba-kan (近町 いちは館), the Hashidate-cho (橋場町), the Katsuragi Shrine (カツラギ神社), the Kanazawa Castle Park (金沢城公園), the Mount Hiyama Shrine (尾山神社), the 21st Century Museum of Contemporary Art (21世紀美術館), and the Kanazawa City Hall (金沢市役所). The map also shows the Kaga River (犀川) and the Minobu River (浅野川). Route 157 (157号線) is indicated.

事前予約の  
お申し込みは  
コチラ→→



受付締切 10/9(火)  
抽選結果は10/11(木)に  
メールで連絡します。  
※キャンセル時は必ずお知らせください。

## イベント詳細に関するお問い合わせ

金沢市経済局産業政策課

tel:076-220-2204

tel:076-224-6340

# 金沢市キッズ プログラミング教室

人気のため、もう一回!

ゲームを変える。遊びに変える。

# HackforPlay ハックフォープレイ

※ハックとは、改造+プログラミングを指し、スゴ腕エンジニアの技のことをいいます。

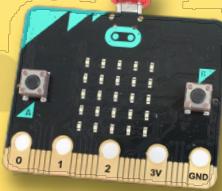


2020年から小学校で「プログラミング教育」が必修化されます。

金沢市では、子どもたちがプログラミング教育のスタートをスムーズに受け入れられるように、

多様なプログラミング要素を取り入れた教室を行ってまいります。

「わが子が興味をもつプログラミングツールはどれなのか？」  
一緒に体験して、子どもの才能を見つけてみませんか？



2018年11月24日(土)

会場

ITビジネスプラザ武蔵  
4F サロンスペース「CRIT」  
金沢市武蔵町14-31

時間

10:00-17:00

参加費

無料

※このイベントは、  
めいてつ・エムサの駐車場割引や  
無料サービスの対象外です。

お申し込み

受付は金沢市webページにて

金沢市キッズプログラミング教室

検索

受付締切 10/22(月)  
抽選結果は10/26(金)にメールで連絡します  
※キャンセル時は必ずお知らせください。



# 時間指定のものは事前予約が必要です

多数の参加者が見込まれます。お子様から目を離さないようにお願ひいたします。

ワークショップは予約時間の5分前までに受付をお済ませください。

## あそべるプログラミング HackforPlay(ハックフォープレイ)

初めてのプログラミングは楽しく学びたい!ハックフォープレイはゲームでプログラミングを学べる新しいスタイルの教材です。改造しながらゲームをつくり、クリアする。

君だけの新しい冒険をはじめよう!

時間割: ①10:30-12:00 ②13:00-14:30 ③15:00-16:30

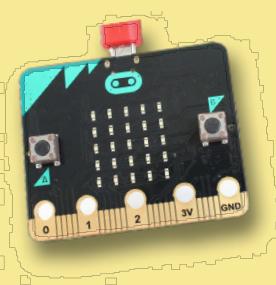
対象: 小学3年~6年生

定員: 全3回、各回15人、計45人。(要事前申込)



## micro:bit マイクロビット

イギリスで作られ、授業にも活用されているカードサイズのマイコンボード♪遊び方は無限大! 文字や絵を表示できるLEDとボタンスイッチの動きをiPadからプログラミングしてみよう!



時間割: ①10:00-10:50 ②11:10-12:00

③13:00-13:50 ④14:10-15:00

⑤15:20-16:10

対象: 小学3年~6年生

定員: 全5回、各回8人、計40人。(要事前申込)

## 予約不要

### オゾボット Ozobotを使って 線プログラミング!



手のひらサイズの小さなロボット。線を描いた上をついてくるよ! 色と線でロボットをコントロールしよう。対象: 小学1年生以上

### ストロービーズ StrawbeesとViscuitで お絵かき水族館をつくろう!



Viscuitで描いたイキモノを壁に浮かべて、ブロックのようにStrawbeesを組んで、一日だけの水族館をつくろう! 対象: 4歳以上

そのほか、ゲームクリエイターになれる「Springin」や小さなお子様でも楽しめるようなイモムシロボットやオタマトーンなど、プログラミングガジェットもご用意しております。

事前予約の  
お申し込みは  
コチラ→→



受付締切 10/22(月)  
抽選結果は10/26(金)に  
メールで連絡します。  
※キャンセル時は必ずお知らせください。

イベント詳細に関するお問い合わせ

金沢市経済局産業政策課

イベント当日の連絡先  
ITビジネスプラザ武蔵

tel:076-220-2204

tel:076-224-6340

# 金沢市キッズプログラミング教室

事前予約が  
必要です

# ロボットで プログラミングを学ぼう!

2020年から小学校で「プログラミング教育」が必修化されます。

金沢市では、子供たちがプログラミング教育をスムーズに受け入れられるように  
プログラミング教室を開催しており、プログラミングに親しむ機会としてご活用下さい。

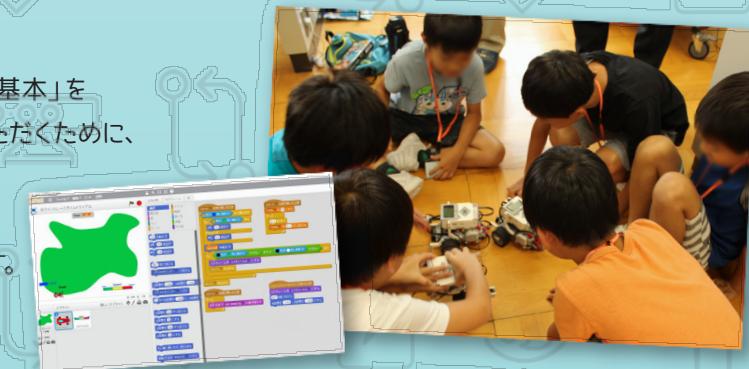
この教室では、LEGOロボットを使って、

「プログラムでLEGOロボットを動かす仕組み」、「プログラムの基本」を  
楽しく学習します。また、継続してプログラミングに親しんでいただくために、  
ご家庭でプログラミング環境がつくりやすい

「スクラッチ(Scratch)」にも挑戦していただき、

当日作成したプログラムはUSBメモリで持ち帰っていただきます。

当日は、予約時間の5分前までに受付をお済ませください。  
筆記用具、水筒を持参してください。



## 2018年11月25日(日)

会場 ITビジネスプラザ武蔵 6F 交流室

金沢市武蔵町14-31

時間 ① 9:00-12:00 ② 13:00-16:00

対象 小学4年～6年生

定員 全2回、各回12組(1組2名)。友人やきょうだいなど、  
2人1組でお申し込みください。一人でのお申し込みもでき、  
別のお子様と組んで体験していただきます。

参加費

500円(お1人) 当日会場にお持ちください

※このイベントは、めいてつ・エムザの駐車場割引や無料サービスの対象外です。



事前予約の  
お申し込みは  
コチラ→



受付締切 11/12(月)  
抽選結果は11/16(金)に  
メールで連絡します。  
※キャンセル時は必ずお知らせください。

イベント詳細に関するお問い合わせ

金沢市経済局産業政策課

tel:076-220-2204

イベント当日の連絡先

tel:076-224-6340

# 金沢市キッズプログラミング教室

# ふれる。あそぶ。 プログラミング。



2020年から小学校で「プログラミング教育」が必修化されます。

金沢市では、子どもたちがプログラミング教育のスタートをスムーズに受け入れられるように、  
多様なプログラミング要素を取り入れた教室を行ってまいります。

「わが子が興味をもつプログラミングツールはどれなのか？」  
一緒に体験して、子どもの才能を見つけてみませんか？



2019年3月10日(日)

会場

ITビジネスプラザ武蔵  
4F サロンスペース「CRIT」  
金沢市武蔵町14-31

時間

10:00-17:30

参加費

無料

※このイベントは、  
めいてつ・エムザの駐車場割引や  
無料サービスの対象外です。

詳しくは  
コチラ

受付は金沢市webページにて

金沢市キッズプログラミング教室

検索

受付締切 2/18(月)

抽選結果は2/22(金)にメールで連絡します

※キャンセル時は必ずお知らせください。

お申し込み



# 時間指定のものは事前予約が必要です

多数の参加者が見込まれます。お子様から目を離さないようにお願ひいたします。

ワークショップは予約時間の5分前までに受付をお済ませください。

## あそべるプログラミング HackforPlay(ハックフォープレイ)

初めてのプログラミングは楽しく学びたい!ハックフォープレイはゲームでプログラミングを学べる新しいスタイルの教材です。改造しながらゲームをつくり、クリアする。

君だけの新しい冒險をはじめよう!

時間割: ①10:30-12:00 ②13:00-14:30 ③15:00-16:30

対象: 小学3年~6年生

定員: 全3回、各回15人、計45人。(要事前申込)



## マイクロビット micro:bitでロボットプログラミング!

イギリスで作られ、授業にも活用されているカードサイズのマイコンボード♪遊び方は無限大! "micro:bit"でロボットをプログラミングして遊んでみよう!



時間割: ①10:00-11:20 ②12:45-14:05  
③14:20-15:40 ④15:55-17:15

対象: 小学4年~6年生

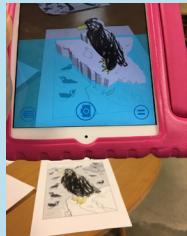
定員: 全4回、各回4組。(要事前申込)

※ 1組2人、代表者がお申し込みください。1人でのお申込みも可。

## 予約不要

### 3Dぬりえ

ぬりえが動き出す!  
自分だけのキャラクター  
をつくろう!



### リトルピック littleBitsで カンタン電子工作!

はんだづけやプログラミング  
を使わずに、モジュールをつなぎ  
合わせて電子回路をつくろう!

事前予約の  
お申し込みは  
コチラ→



受付締切 2/18(月)  
抽選結果は2/22(金)に  
メールで連絡します。

※キャンセル時は必ずお知らせください。

## イベント詳細に関するお問い合わせ

金沢市経済局産業政策課

tel:076-220-2204

イベント当日の連絡先  
ITビジネスプラザ武蔵

tel:076-224-6340

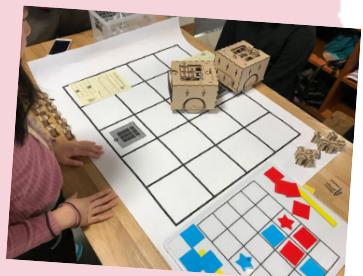
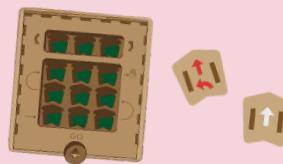
イベント当日の連絡先  
ITビジネスプラザ武蔵

## 予約不要&先着順 当日、整理券を配布します

### ペツツ PETSでロボット体験

木でできた箱型ロボットPETS! ブロックをならべるだけでプログラミングができるよ! 命令ブロックの矢印はどちら向き!? 最高の司令官をめざそう!

対象: 小学1年生以上



### ノッティ つなげるプログラミング Knotty

ブロックを魔法のひもで  
結ぶだけでプログラミング!  
自分だけのおもちゃを発明しよう!

対象: 4歳以上



### ストロービーズ Strawbeesと ビスケット Viscuitでつくる お絵かき水族館!

うごく絵やストローをつなげて水槽(すいそう)をかぞろう!  
小さなロボット"BB-8"をカスタムして冒険しよう!



そのほか、小さなお子様でも楽しめるようなイモムシロボットやオタマトーン、micro:bitで文字ドカーンなど、プログラミングガジェットを多数ご用意しております。

# 金沢版子供プログラミング教育



プログラミング活用人材育成検討委員会

プログラミング教育検討会

2019年2月13日

## はじめに

### ～Society5.0 時代を生きる人材育成に向けて～

Society5.0 時代を迎えた今、あらゆる情報が集積し、A I（人工知能）等により解析・共有が図られ、新たな価値が生み出されていますが、この時代を生きる子供達は、そのど真ん中を生きていくことになります。そのためにも、デジタル情報に対するリテラシー（情報活用能力）とインテリジェンスを育み、コンピテンシー（汎用的能力）を磨くことが重要であり、プログラミングは極めて有効なトリガーです。

このことを踏まえ、本市では、「プログラミング活用人材育成検討委員会」及び教育専門部会となる「プログラミング教育検討会」を立ち上げ、全7回にわたり議論を重ねてまいりました。

この委員会では、多くの子供達が高いレベルでプログラミングを活用できるよう、子供の興味・関心・意欲・技能に応じて、子供の能力を最大限に引き出す多様な取り組みや、メンター（指導者）やサポーター（補助者）の役割等を定め、金沢版子供プログラミング教育の実践としてまとめました。

先ずは、プログラミング教育の活動拠点をITビジネスプラザ武蔵とし、地域での活動も充実し、子供達が自発的に集まり、意欲を高め合いながら学ぶ場とします。さらに高い技能を学びたい子供には、プログラミングだけでなく、金沢独自の食や工芸の専門家や多様な専門講師によるハイレベルな学びの機会を提供します。

また、2020年度の小学校プログラミング授業の必修化に向けて、「金沢市立小学校プログラミング教育ベーシックカリキュラム」（第1版）を作成しました。市内モデル2校での先行実施の効果を検証し、第2版、第3版とカリキュラムを充実し、2020年度の全小学校・全学年実施に向けた体制を整えていきます。

これらの取り組みを通じて、金沢の学術・文化を理解した子供達が最先端のテクノロジーを活用し、課題解決の本質を見抜くクリエイティブな人材として、将来的には、地元の企業で活躍し新しいものを生み出していくという人材育成モデルを実現したいと考えています。

2019年2月13日

プログラミング活用人材育成検討委員会

座長 松田 孝

## 金沢版子供プログラミング教育の実践について

ITビジネスプラザ武蔵をプログラミング教育の拠点とし、大学等高等教育機関や民間企業等と協働し、市民一丸となり、子供の興味・関心・意欲・技能にあわせた様々な学びの機会を提供します。

### ◇方向性

○教育環境が充実している本市の強みを生かします。

- ・本市周辺を含め、18の大学等高等教育機関が集積することに加えて、金沢美術工芸大学と金沢市立工業高等学校を有していること
- ・玉川図書館、泉野図書館、金沢海みらい図書館、玉川こども図書館の4つの図書館を有していること
- ・子ども科学スタジオやキゴ山ふれあい研修センターなど、就学前から子供がチャレンジできる環境があること
- ・地域で子供達を育てる公民館・児童館の活動が活発であること

○本市の教育振興基本計画に基づき実践します。

- ・「自ら学び、自ら考え、創造する子」の実現
- ・「夢を抱き、何事にも粘り強く挑戦する子」の実現

### ◇手法

#### 参加する子供や保護者の視点

- ・「触れる」「深める」「極める」の学びの段階に応じて、それぞれの場に参加することができます。

#### メンターとサポーターの視点

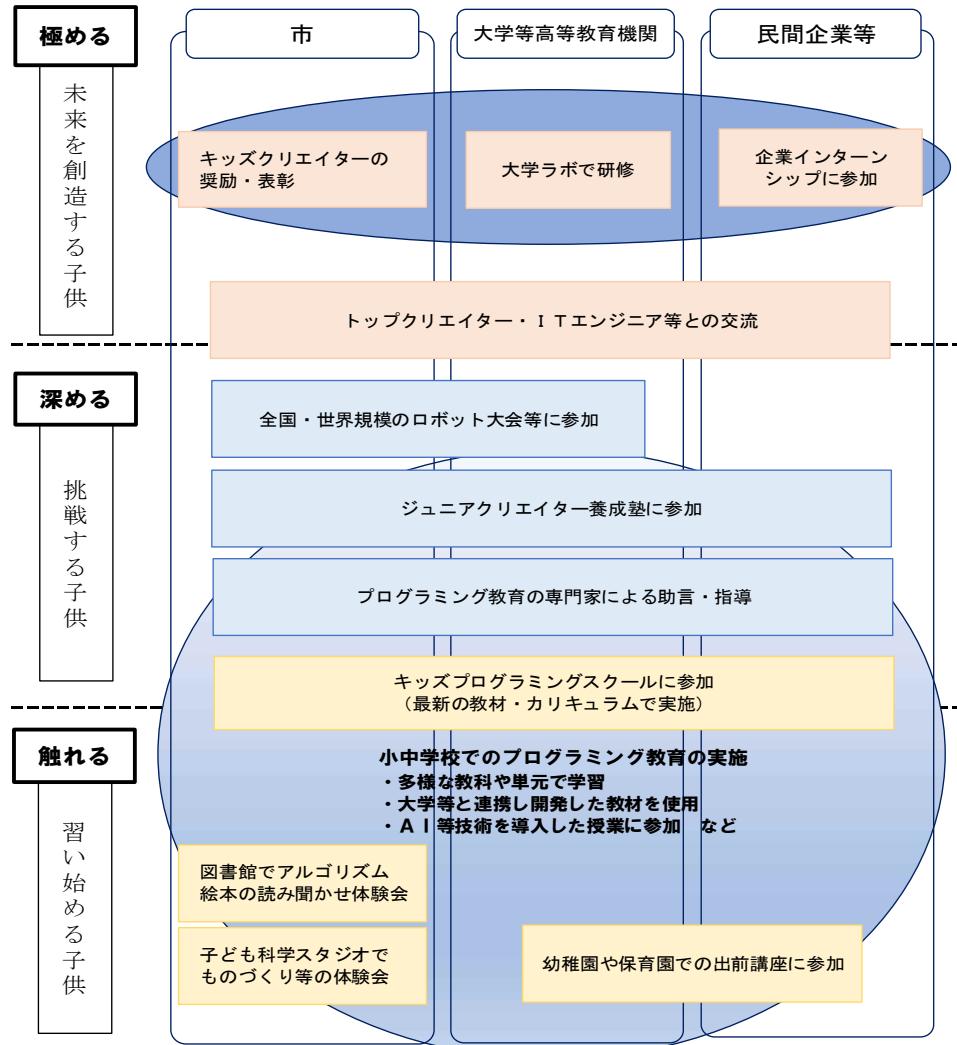
- ・メンターとサポーターそれぞれに役割分担し、拠点でのジュニアクリエイター塾や地域でのキッズプログラミングスクール、学校現場への協力など、様々な機会を捉えて子供を育成します。

### ◇効果

- ・金沢の学術・文化を理解しながら、最先端のテクノロジーを活用し、課題解決の本質を見抜くクリエイティブな人材が育ちます。
- ・自己の強みを磨き、価値創造拠点や地場企業などで、AIの専門家やクリエイター（芸術・文化、デザイン、映像、音楽等）、ITエンジニア、プログラミング専門家として活躍する人材が育ちます。

## ◇ 参加する子供や保護者の視点

- プログラミングを習い始める子供が、楽しさや面白さを感じ興味を持つ場をつくり、子供の主体性と対話力を育む。 ⇒ 【触れる】
- プログラミングに挑戦する子供が、独創的なアイデアを発揮できる場をつくり、子供の創造性を高める。 ⇒ 【深める】
- プログラミングで未来の創造を考える子供が、最先端技術を有する大学や民間企業等に参加できる場をつくり、トップクリエイターへの道を拓く。 ⇒ 【極める】



## ◇ メンターとサポーターの視点

- メンターは、地元で活動する人材を主に構成する。
- サポーターは、指導者となる助言・指導方法も学びながら、実践経験を積み重ね、自らプログラミング教室を企画・運営できる人材となる。

### “技術を教え、心の支えとなる” メンター

- ・ITビジネスプラザ武蔵で行うキッズプログラミングスクールの専門家
- ・大学等高等教育機関の指導者
- ・地元で活躍するプログラマー、ITエンジニア、デザイナー、AIの専門家、ICTの専門家、ロボット力学の専門家、食・工芸の専門家 など

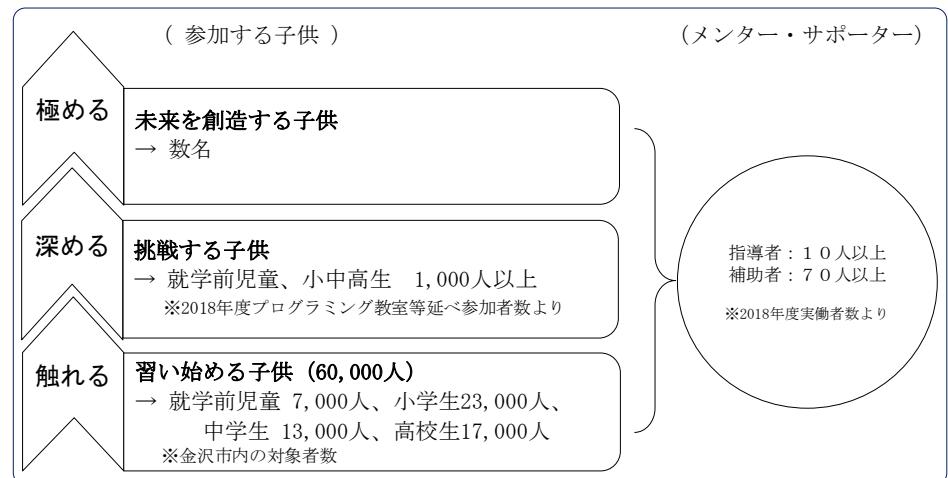


### “一緒に学ぶ” サポーター

- ・キッズプログラミングスクールに参加する保護者、大学生・高校生、公民館・児童館スタッフ、PTAや地域の方々
- ・プログラミング教育に携わる教員 など  
(サポーターの活動の場)
  - ・ITビジネスプラザ武蔵で開催されるキッズプログラミングスクール
  - ・公民館や児童館など地域で開催されるキッズプログラミングスクール
  - ・幼稚園、保育園等での出前講座
  - ・ジュニアクリエイター養成塾
  - ・学校教育現場 (学校からの依頼に応じて)



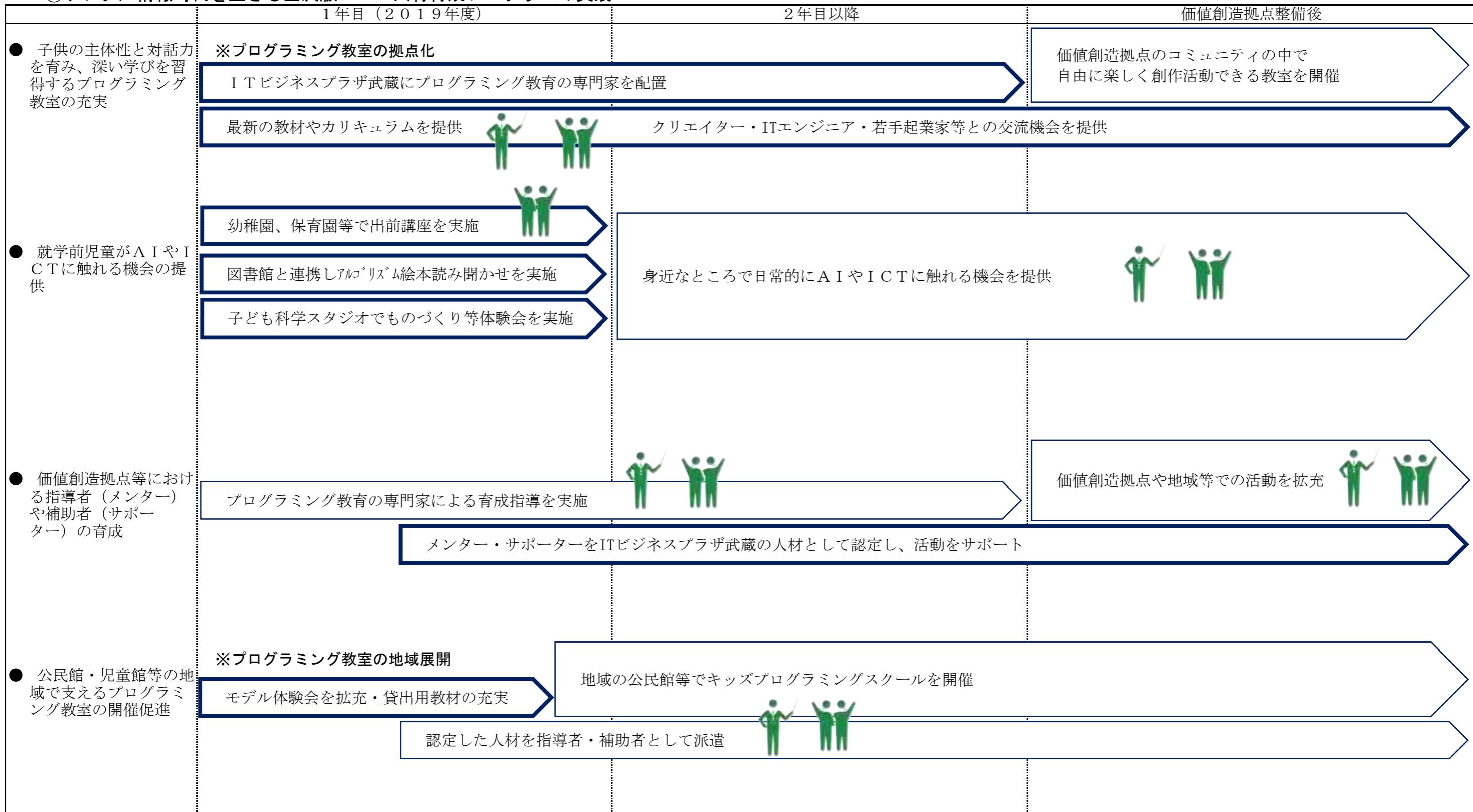
(参考) 金沢版子供プログラミング教育による人材育成のイメージ



# 金沢版子供プログラミング教育の行動計画



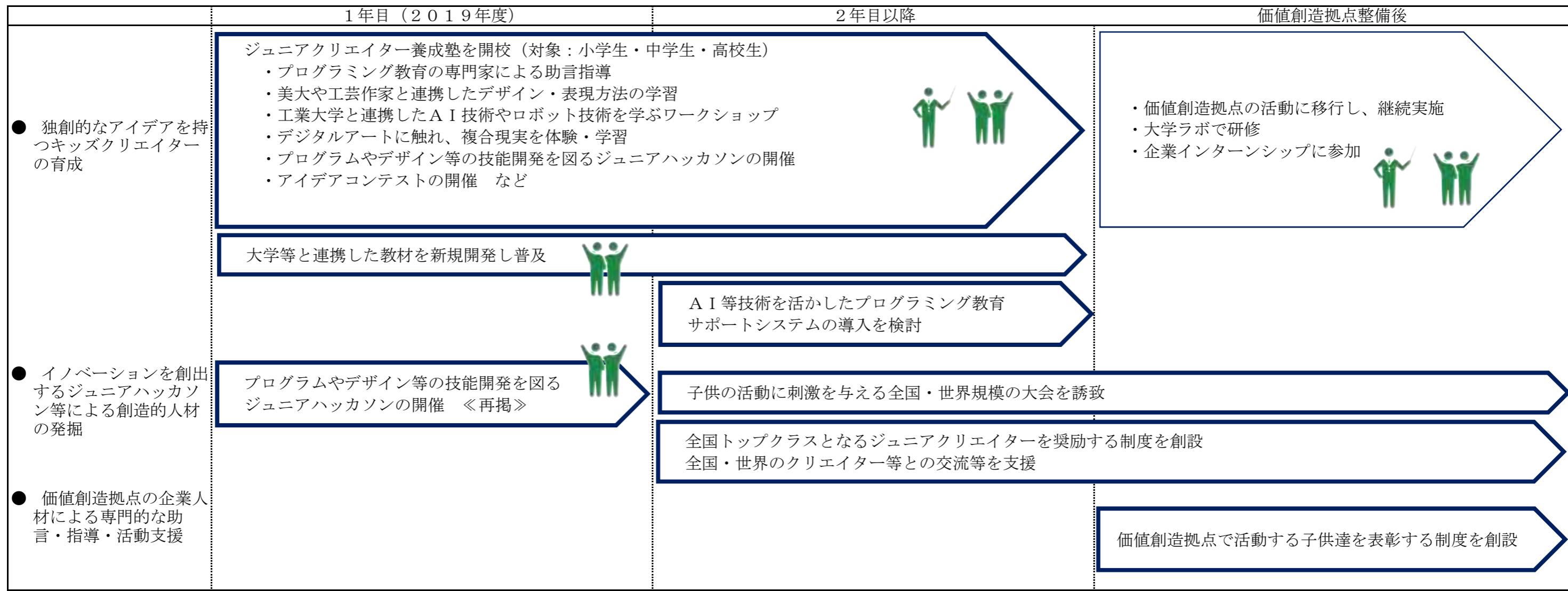
- (1) 子供の習熟度にあわせたプログラミング活用人材を育成します。  
 ①デジタル情報時代を生きる金沢版 I C T 人材育成プログラムの実践



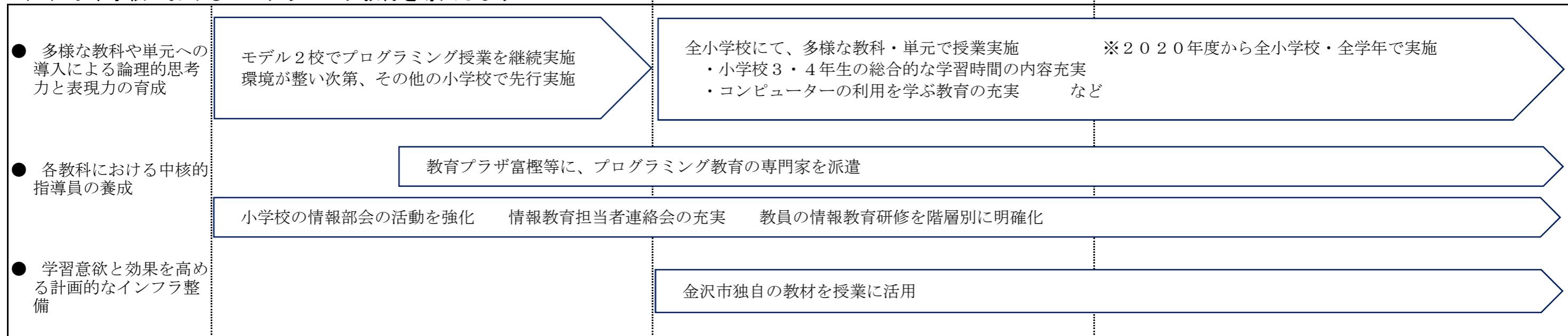
# 金沢版子供プログラミング教育の行動計画



## ②独創的で創造性豊かな子供を育てるプロジェクトの実施



## （2）小中学校におけるプログラミング教育を導入します



# 小中学校のベーシックカリキュラム表

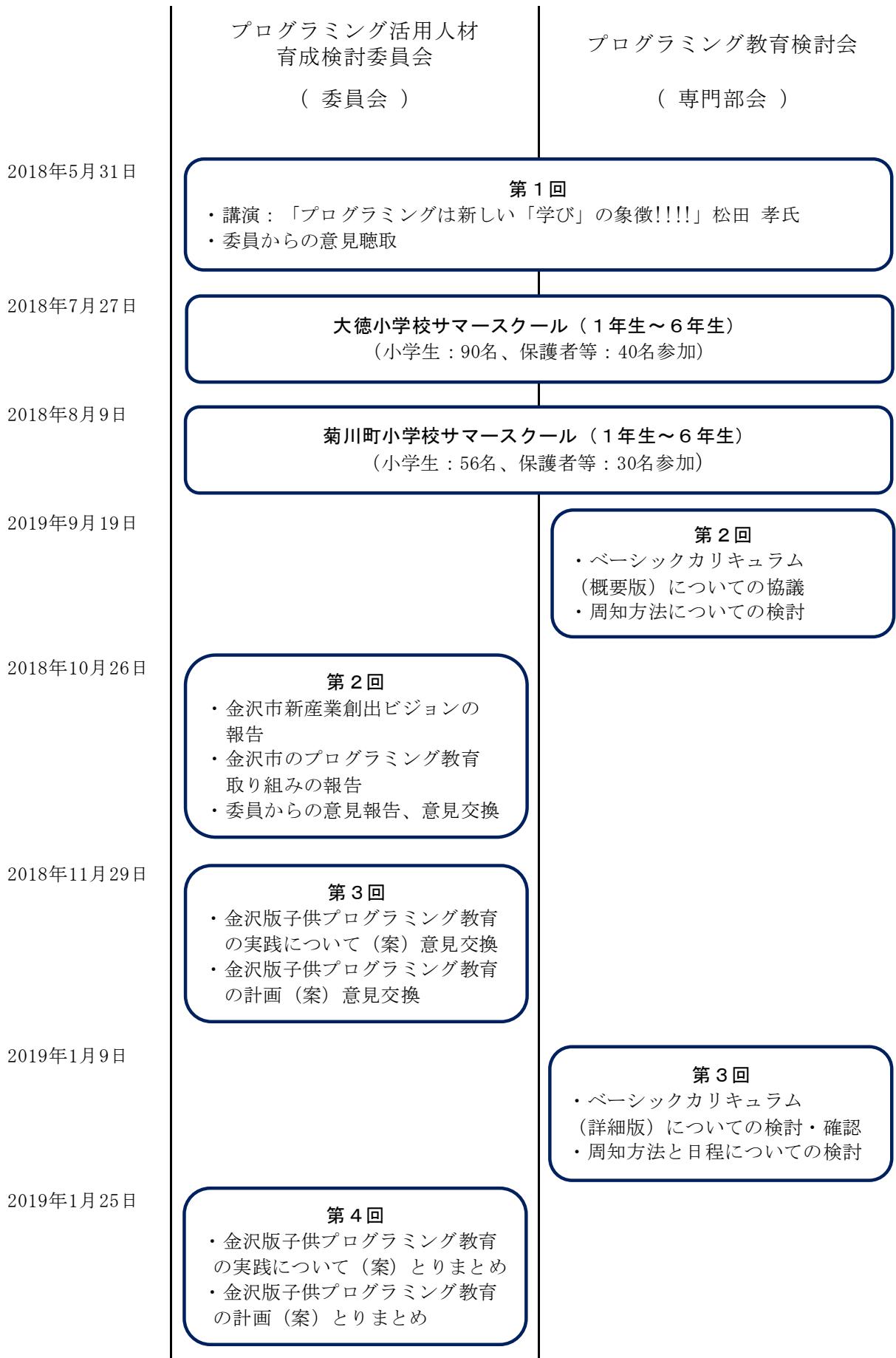
## 小学校におけるベーシックカリキュラム（2020年度から全学校・全学年で実施）

区分		金沢市の特色ある学習内容				D	C	B	A		
		教科	使用教材例	時数					教科	使用教材例	時数
小学校	低学年	1年生 余剰時数の活用（学校裁量） 「オゾボットとなかよし」	「オゾボット」	5時間		各教科のねらいに即して効果的な場面での （マウス操作、検索、タピボットなど） （学校裁量により実施するプログラミング体験） （マイクロビット、ビジュアルプログラミングなど）	特別活動・クラブ活動	算数科 「図形の角を調べよう」 総時間 8 時間	A 教科	使用教材例	時数
		2年生 余剰時数の活用（学校裁量） 「カムロボットをプログラミングしよう」	「イチゴジャム」 「Cutlery apps」 「カムロボット」	5時間							
	中学校年	3年生 総合的な学習の時間 「くらしの中の情報・プログラミング」	「イチゴジャム」 「スクラッチ」 「カムロボット」	10時間							
		4年生 総合的な学習の時間 「社会に役立つ情報・プログラミング」	「マイクロビット」 「MOVEミニバギーキット」	10時間							
	高学年	5年生									
		6年生 総合的な学習の時間 「金沢の目指す都市像を調べ、金沢の魅力を発信しよう」	「スクラッチ」 「マインクラフト」	8時間+課外							

## 中学校におけるベーシックカリキュラム【技術・家庭科（技術分野）】

		題材	使用教材	時数
中学校	1年	「コンピューターとネットワーク」 ・コンピューターの構成、ネットワーク、セキュリティ、情報モラル		6時間
	2年			
	3年	「デジタル作品の設計と制作」	Webページ、スライド、パンフレット等作成ソフトウェア	7時間
		「プログラムによる計測・制御」 ・基本構成、プログラム作成	計測機器やロボット等	8時間
		「情報に関する技術の評価・活用」		1時間

# 検討委員会の取りまとめ経緯



## プログラミング活用人材育成検討委員会

(委員会)

委 員 (8名)

氏 名	所 属 等
松田 孝 (座長)	東京都小金井市立前原小学校校長
加藤 隆弘	金沢大学人間社会学域学校教育学類准教授
河並 崇	金沢工業大学工学部情報工学科准教授
越野 亮	石川工業高等専門学校電子情報工学科准教授
讚井 康智	ライフィズテック株式会社取締役
田口 優	金沢市立杜の里小学校教諭
山口 真希	金沢市立大徳小学校教諭
吉尾 仁司	石川県情報システム工業会理事

(座長以降五十音順、敬称略)

(専門部会)

委 員 (7名)

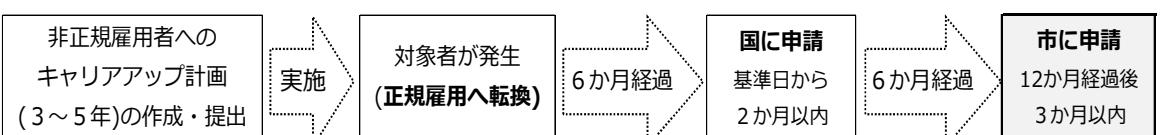
氏 名	所 属 等	委員会兼務
加藤 隆弘 (座長)	金沢大学人間社会学域学校教育学類准教授	○
青山 昌美	金沢市立菊川町小学校教頭	
佐藤 幸江	金沢星稜大学教授	
寺本 大輝	ハックフォープレイ株式会社代表取締役社長	
的場 茂樹	金沢市立押野小学校校長	
山口 真希	金沢市立大徳小学校教諭	○
吉尾 仁司	石川県情報システム工業会理事	○

(座長以降五十音順、敬称略)

## (2) 若者女性キャリアアップ促進奨励金

## 事業概要説明シート（2）

### 【1 事業概要】

事務事業名	若者女性キャリアアップ促進奨励金	担当課	労働政策課																
根拠法令等	金沢市若者女性キャリアアップ促進奨励金交付要綱	事業期間	平成 29 年度～（2 年目）																
■有期契約労働者、派遣労働者のうち、35歳未満の若者や45歳未満の女性を正規雇用へ転換した事業主に対し、奨励金を支給し、雇用の安定と確保を図る。																			
○事業詳細																			
<p>1. 対象事業主 下記の①～④のいずれにも該当している事業主</p> <p>①非正規労働者を正規雇用へ転換又は派遣労働者を正規雇用として直接雇用し、 　　国のキャリアアップ助成金（正社員化コース）の交付を受けていること</p> <p>②対象労働者は金沢市内に住所を有する者であること</p> <p>③対象労働者を正規雇用へ転換後、引き続き12ヶ月以上継続雇用していること</p> <p>④対象労働者は、転換時において35歳未満の若者または45歳未満の女性であること</p>																			
<p>2. 交付額 (対象労働者 1 人あたり)</p> <table border="1"> <tr> <td>転換前</td> <td>転換後</td> <td>中小企業</td> <td>大企業</td> </tr> <tr> <td>有期労働  正規雇用</td> <td>25.0万円</td> <td>20.0万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無期労働  正規雇用</td> <td>15.0万円</td> <td>12.5万円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 1 事業所あたり転換者は 5 人まで</p>			転換前	転換後	中小企業	大企業	有期労働  正規雇用	25.0万円	20.0万円		無期労働  正規雇用	15.0万円	12.5万円						
転換前	転換後	中小企業	大企業																
有期労働  正規雇用	25.0万円	20.0万円																	
無期労働  正規雇用	15.0万円	12.5万円																	
<p>3. H30交付実績 2,375.0万円 (81事業所、100人)</p> <p>[対象労働者内訳]</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>中小企業</td> <td>大企業</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>若 者</td> <td>40人</td> <td>0人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>女 性</td> <td>55人</td> <td>5人</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>95人</td> <td>5人</td> <td>100人</td> </tr> </table>				中小企業	大企業	合計	若 者	40人	0人	40人	女 性	55人	5人	60人	合 計	95人	5人	100人	
	中小企業	大企業	合計																
若 者	40人	0人	40人																
女 性	55人	5人	60人																
合 計	95人	5人	100人																
<p>【申請までの流れ】 (日付の例) 2018.10.1～ ..... 2019.4.1～ ..... 2019.10.1</p> 																			

### 【2 事業費および実績】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (予算)
事業費	万円 —	万円 —	万円 2,652.5	万円 2,375.0	万円 2,500.0
指標 交付者数	—	—	111人	100人	—

### 【3 市の評価】

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	—
	非正規雇用労働者の雇用の安定や労働者の待遇改善のため、継続して実施する必要がある。			
二次評価	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	—
	(こんなふうに見直していきます)			

## 非正規労働者を正規雇用へ転換した場合

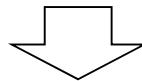


### キャリアアップ助成金 ※正社員化コース

内容	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正規雇用等への転換を実施した事業主に対して助成金を支給		
助成額	転換内容	中小企業	中小企業以外
	①有期→正規 (1人あたり)	57万円 (72万円)	42.75万円 (54万円)
	②有期→無期 (1人あたり)	28.5万円 (36万円)	21.375万円 (27万円)
	③無期→正規 (1人あたり)	28.5万円 (36万円)	21.375万円 (27万円)
・正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含む ・1年度1事業所あたり15人まで ・対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、 1人あたり①9.5万円（12万円）②③4.75万円（6万円）を加算 ・派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する場合、1人あたり28.5万円（36万円）を加算 受給の際にはこの他にいくつか要件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせ下さい			※ () 内は生産性の向上が認められる場合の額
問い合わせ先	石川労働局 職業安定部 職業対策課 TEL 076-265-4428		



### 金沢市若者女性キャリアアップ促進奨励金



多様な正社員が  
新たに対象  
(H31.4.1以降)

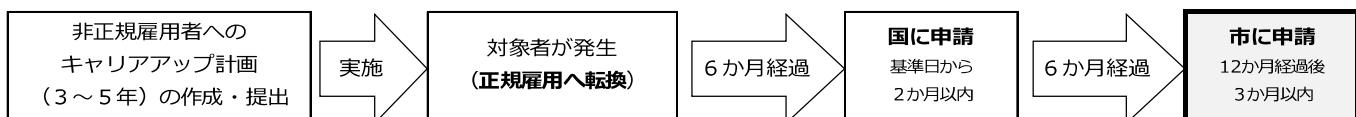
上記の①③のキャリアアップ助成金（正社員化コース※多様な正社員を含む）の交付対象となった労働者を12か月以上継続雇用している事業主に対し、奨励金を交付します。

対象	・平成28年4月1日以後に非正規労働者を正規雇用へ転換または直接雇用し、 国のキャリアアップ助成金の交付を受けていること※多様な正社員については、正規雇用へ転換 または直接雇用した日が平成31年4月1日以降に限る ・転換者が市内に住所を有する方であること（正規雇用への転換時点から） ・転換者が転換時において35歳未満の若者又は45歳未満の女性であること		
交付額	転換内容	中小企業	中小企業以外
	①有期→正規(1人あたり)	25万円	20万円
	③無期→正規(1人あたり)	15万円	12.5万円
	・1事業所あたり転換者は5人まで		
申請期間	正規雇用へ転換後12か月を経過した日から3か月以内		
問い合わせ先	労働政策課 TEL 076-220-2199		

#### 【申請までの流れ】

(日付の例) 2018.10.1～ → 2019.4.1～ → 2019.10.1

から3か月以内



# 金沢市若者女性キャリアアップ促進奨励金交付要綱

(平成 28 年 3 月 23 日決裁)

改正 平成 29 年 3 月 31 日決裁

平成 31 年 3 月 22 日決裁

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、若者及び女性の有期契約労働者、派遣労働者等について正規雇用労働者への転換を促進し、雇用の安定を図るため、事業主に対し若者女性キャリアアップ促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有期契約労働者 期間の定めのある労働契約を締結する労働者をいう。
- (2) 無期雇用労働者 期間の定めのない労働契約を締結する労働者のうち、正規雇用労働者以外の労働者をいう。
- (3) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。
- (4) 正規雇用労働者 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、正社員待遇（その雇用する事業所の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金並びに定期的な昇給、昇格等の労働条件が適用されることなど長期雇用を前提とした待遇をいう。以下同じ。）を受けている労働者をいい、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して、勤務地若しくは職務が限定され、又は 1 週間の所定労働時間が短い労働者を含む。
- (5) 対象労働者 次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 有期契約労働者から正規雇用労働者に転換された者で、その転換の日から引き続き本市内に住所を有する者
  - イ 無期雇用労働者から正規雇用労働者に転換された者で、その転換の日から引き続き本市内に住所を有する者

ウ 派遣労働者から正規雇用労働者として直接雇用（派遣先の事業主から直接に雇用されることをいう。以下同じ。）をされた者で、その直接雇用の日から引き続き本市内に住所を有する者

（6）中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。

（対象事業主）

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「対象事業主」という。）は、次の各号の全てに該当する事業主とする。

（1）平成28年4月1日以後において、次のアからエまでのいずれかの転換又は直接雇用を実施した事業主

ア 有期契約労働者について正規雇用労働者へと転換

イ 無期雇用労働者について正規雇用労働者へと転換

ウ 派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結している者に限る。）について正規雇用労働者として直接雇用

エ 派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結している者を除く。）について正規雇用労働者として直接雇用

（2）前号に規定する転換又は直接雇用に係る雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第118条の2第2項に規定する正社員化コース助成金（以下「国の助成金」という。）の交付を受けたもの

（3）国の助成金の対象となる対象労働者（転換又は直接雇用の開始日に満35歳未満の男性又は満45歳未満の女性に限る。）を転換又は直接雇用をした日から引き続き12月以上雇用し、又はしていたもの

（奨励金の額等）

第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とし、1対象事業主につき対象労働者5人を限度とする。

（1）前条第1号アの転換又は同号ウの直接雇用を実施した場合 対象労働者1人につき200,000円（対象事業主が中小企業者の場合にあっては、250,000円）

（2）前条第1号イの転換又は同号エの直接雇用を実施した場合 対象労働者1人につき125,000円（対象事業主が中小企業の場合にあっては、150,000円）

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、対象労働者を転換又は直接雇用をした日から12月を経過した日から3月以内（3月以内に申請しなかったことについて天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から7日以内）に金沢市若者女性キャリアアップ促進奨励金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 対象労働者を転換又は直接雇用をした日から6月を経過した日から12月を経過した日までの対象労働者の出勤簿の写し及び賃金台帳の写し
- (2) 金沢市若者女性キャリアアップ促進奨励金交付申請内訳書（様式第2号）
- (3) 国の助成金の支給決定通知書の写し
- (4) その他市長が別に定める書類

(奨励金の交付決定の通知)

第6条 市長は、交付申請書及びその添付書類を受理したときは、速やかにその内容を審査の上、奨励金の交付の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(奨励金の支払)

第7条 奨励金の支払は、奨励金を交付する旨の決定を受けた事業主の請求により行うものとする。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金を受けた事業主があるときは、当該事業主に対し、交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(金沢市キャリアアップ促進奨励金公布要綱の廃止)

2 金沢市キャリアアップ促進奨励金交付要綱（平成26年4月1日決裁）は、廃止する。

3 この要綱の施行の日前において、前項の規定による廃止前の金沢市キャリアアップ促進奨励金交付要綱第3条各号のいずれにも該当する事業主に係るキャリアアップ促進奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日決裁）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条第4号の規定は、この要綱の施行の日以後に金沢市若者女性キャリアアップ促進奨励金交付要綱第3条第1号に規定する転換又は直接雇用（以下「転換又は直接雇用」という。）をされた者に係る若者女性キャリアアップ促進奨励金（以下「奨励金」という。）について適用し、同日前に転換又は直接雇用をされた者に係る奨励金については、なお従前の例による。

### (3) 納稅獎勵金

## 事業概要説明シート（3）

### 【1 事業概要】

事務事業名	納稅獎励金	担当課	税務課																																		
根拠法令等	金沢市納稅獎励規程	事業期間	昭和 25 年度～( 69 年目)																																		
<p>■納稅協力会による市税の納期内納付の件数等に応じて事務費相当額として納稅獎励金を交付し、納稅協力会の活動の活性化を図り、ひいては市税収入の確保に資する。</p> <p>(参考) 納稅協力会とは 金沢の公私協働の土壤を背景に、市税の納期内納付を目的に町会や職域等を単位に組織されたコミュニティで、H31年度当初時点では199団体が活動している。 会員への納付の呼びかけ、ポスター・チラシによる啓発のほか、納付書の一括送付を受けている納稅協力会では、会長が集金や金融機関への納入を行っている。</p>																																					
<p>○事業詳細 各納稅協力会が取り扱った市税の納期内納付の件数に応じ、納稅獎励金を交付する。</p> <p>[対象税目] 市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税</p> <p>[納稅獎励金の算定基準] 次の(1)、(2)の合算額（年度ごとに交付）</p> <p>(1) 納期ごとの納付に要する事務費相当額（①又は②） ① 全会員の納付書を会長に一括して送付 @300円×納期内納付の件数 ② 各会員の納付書を個別に送付 @ 50円×納期内納付の件数</p> <p>(2) 協力会の運営に要する事務費相当額 各団体の納期内納付の件数に応じて段階的に算定</p>																																					
<p>事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>納期内納付の件数</th> <th>事務費相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 ～ 39 件</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>40 ～ 199 件</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>200 ～ 299 件</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>⋮ 以降、100件毎に20,000円増</td> <td></td> </tr> <tr> <td>900 ～ 999 件</td> <td>190,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000件以上</td> <td>210,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 協力会を新設した際は、(1)、(2)のほか、事務費相当額として20,000円を交付</p> <p>[納稅協力会の推移等]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H24</th> <th>H27</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協力会数</td> <td>292団体</td> <td>275団体</td> <td>250団体</td> <td>206団体</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>13,818人</td> <td>11,323人</td> <td>10,729人</td> <td>10,058人</td> </tr> <tr> <td>納期内納付率100%の協力会</td> <td>75団体 25.7 (%)</td> <td>81団体 29.5 (%)</td> <td>59団体 23.6 (%)</td> <td>49団体 23.8 (%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>[納稅協力会の内訳] (H31年度当初199団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町会関係 182団体</li> <li>・職域関係 8団体</li> <li>・その他 9団体</li> </ul>			納期内納付の件数	事務費相当額	0 ～ 39 件	0 円	40 ～ 199 件	30,000 円	200 ～ 299 件	50,000 円	⋮ 以降、100件毎に20,000円増		900 ～ 999 件	190,000 円	1,000件以上	210,000 円	年度	H21	H24	H27	H30	協力会数	292団体	275団体	250団体	206団体	会員数	13,818人	11,323人	10,729人	10,058人	納期内納付率100%の協力会	75団体 25.7 (%)	81団体 29.5 (%)	59団体 23.6 (%)	49団体 23.8 (%)	
納期内納付の件数	事務費相当額																																				
0 ～ 39 件	0 円																																				
40 ～ 199 件	30,000 円																																				
200 ～ 299 件	50,000 円																																				
⋮ 以降、100件毎に20,000円増																																					
900 ～ 999 件	190,000 円																																				
1,000件以上	210,000 円																																				
年度	H21	H24	H27	H30																																	
協力会数	292団体	275団体	250団体	206団体																																	
会員数	13,818人	11,323人	10,729人	10,058人																																	
納期内納付率100%の協力会	75団体 25.7 (%)	81団体 29.5 (%)	59団体 23.6 (%)	49団体 23.8 (%)																																	

【2 事業費および実績】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (予算)
事業費	万円 1,133.2	万円 1,081.8	万円 1,027.6	万円 965.3	万円 1,000.0
指 納期内納付率	94.1%	95.2%	95.6%	96.4%	—
標 納税協力会会員数	10,729 人	10,569 人	10,321 人	10,058 人	—

【3 市の評価】

一次評価 (担当課評 価)	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	対象・水準の適正化
	市税の納期内納付率の向上と納税協力会の活動の活性化を促すため、納税奨励規程を改正し、著しく会員数の少ない納税協力会や納期内納付率が継続して低い納税協力会に対する納税奨励金の交付について見直しを検討する。			
二次評価	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	(こんなふうに見直していきます)			
納税協力会の会員が年々減少するなど、制度の効果が薄れていることから、納期内納付率の向上と協力会の活動の活性化を促すため、制度内容の見直しを検討する必要がある。				

## 納税協力会会員異動届(加入)

(あて先)金沢市長

年 月 日

納税協力会名

協力会番号

協力会長氏名

(印)

住所

氏名

(印)

整理番号

整理番号

※加入ご希望の方は、太枠内の住所・氏名・整理番号のご記入と押印のうえ、納税協力会長へご提出をお願いします。

※整理番号は、納税通知書に記載されている整理番号をご記入ください。

## 納税協力会への加入方法

加入したい納税協力会を知りたい場合は、お問い合わせください。納税協力会に加入を希望される方は、納税協力会長へ申出または左記の「納税協力会会員異動届(加入)」を提出してください。

※市・県民税(普通徴収分)と固定資産税・都市計画税で整理番号が同一の場合、どちらかのみの加入はできません。

## 納税協力会の新規設立

新規設立には、納税義務者20人以上の会員で構成されていることが必要です。

### (提出書類)

- ① 納税協力会設立届
- ② 役員・会員名簿
- ③ 規約
- ④ 納付書送付方法届及び委任状
- ⑤ 口座振替支払依頼書

### (提出先)

金沢市税務課

### お問い合わせ

金沢市納税協力会連合会

〒920-8577  
金沢市広坂 1-1-1 (金沢市税務課内)

TEL 076-220-2148  
FAX 076-220-2154

# 納税協力会のしおり



金沢市納税協力会連合会

金 沢 市

## 納税協力会とは

納税協力会は、金沢の公私協働の土壤を背景に、市税を納期内に納めることを目的として、町会などの一定地域や職域を単位に組織された歴史と伝統あるコミュニティーのひとつです。

大正12年(1923年)、町会単位に「納税組合」が設立されました。当時は市税とともに、市営電気会社の電気料も集金していました。

納税組合は、電気事業が民間に移ったことに伴い一時消滅しましたが、昭和25年(1950年)、金沢市が「納税組合」の復活を呼びかけ、201団体が再設立されました。

その後、名称が「納税組合」から「納税協力会」に改められ、今は206団体(平成30年度)が活動しています。

## 納税協力会の活動

納税協力会では、会員に対して市税の納め忘れがないよう、呼びかけや回覧などを通じ、次の活動に自主的に取り組んでいます。

- ① 納期内納付の推進
- ② 納税意識の高揚

## 納税協力会で取扱う税目

- ① 市民税・県民税(普通徴収分)
- ② 固定資産税・都市計画税

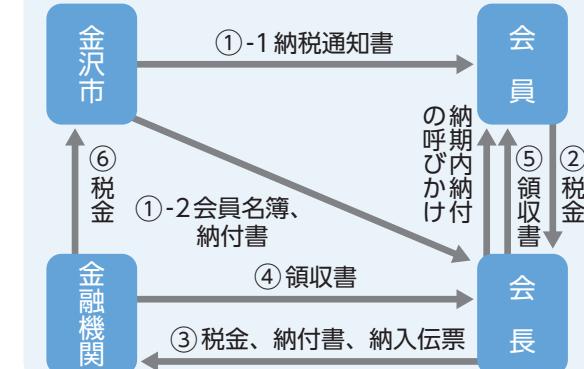
## 納税奨励金

納税協力会に対して、「金沢市納税奨励規程」に基づき、納期限までに納付した市税の件数等に応じて、納税協力会会員の納期内納付に対する事務費相当額が、金沢市から納税奨励金として交付されています。

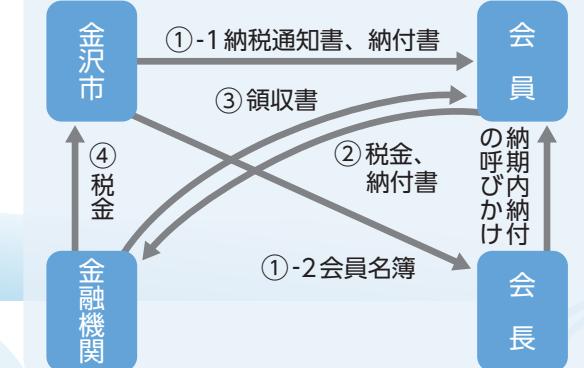
## 納税協力会の種類

市税の納付書の送付方法によって、  
**①納付書が協力会長に一括して送付される協力会**と、**②納付書が各会員に個別に送付される協力会**の2種類があります。

### 1 〈一括〉 納付書が協力会長に一括して送付される協力会



### 2 〈個別〉 納付書が各会員に個別に送付される協力会



# 金沢市納税奨励規程

昭和37年4月1日

告示第10号

第1条 納税思想の啓発及び納税成績の向上を図るため、この規程により設置する納税協力会及び納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）第2条第1項に規定する納税貯蓄組合で市民税（普通徴収に係る個人の市民税に限る。）、固定資産税又は都市計画税の各税（以下「市税」という。）を納入する組合（以下「納税協力会等」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において奨励金を交付する。

第2条 紳税協力会等は、納税資金の貯蓄を図り市税を期限内に納入するため、一定地域又は職域内若しくは同一業種の納税義務者で組織するものとする。

第3条 紳税協力会等を設置しようとするときは、代表者は次の各号に掲げる事項を市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 会員又は組合員（以下「会員等」という。）の住所、氏名を記載した名簿

第4条 紳税協力会等は、解散しようとするとき、規約を改正しようとするとき、又は役員若しくは会員等に異動を生じたときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

第5条 奨励金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。ただし、その額は、納税貯蓄組合法第10条第1項ただし書に規定する費用の額を限度とする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる市税の納付件数（会員等に係る納期ごとに納付すべき市税の件数（固定資産税及び都市計画税にあっては、これらをあわせて1税目とみなして算定した件数とする。以下同じ。）のうち、当該納期限までに納付した市税の件数をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

市税の納付件数の区分	額
40件以上200件未満	30,000円
200件以上300件未満	50,000円
300件以上400件未満	70,000円

400件以上500件未満	90,000円
500件以上600件未満	110,000円
600件以上700件未満	130,000円
700件以上800件未満	150,000円
800件以上900件未満	170,000円
900件以上1,000件未満	190,000円
1,000件以上	210,000円

(2) 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額に、市税の納付件数（口座振替の方法により納付された市税の納付件数を除く。以下この号において同じ。）を乗じて得た額

ア 納税協力会等が会員等に係るすべての納税通知書の送付を受けて、市税を納付した場合 市税の納付件数 1 件につき300円  
 イ 会員等が個々に納税通知書の送付を受けて、市税を納付した場合 市税の納付件数 1 件につき50円

(3) 一の新たに設立した納税協力会等につき、20,000円

2 前項第2号に規定する市税の納付件数を算定する場合においては、すべての納期に係る納付額に相当する金額の市税を一括して納付した場合の件数は、これを1件とみなす。

第6条 市長は、前条の規定によりその額を算定した当該年度に係る奨励金を、当該年度の末日までに交付する。

第7条 市長は、納税成績の優良な納税協力会等及び会員等で、納税上特に功労があった者に対し表彰することがある。

2 市長は、納税成績が不良で改善の見込みがないと認められるもの、又は著しく会員等の減少した納税協力会等に対してその承認を取り消すことができる。

第8条 市長は、必要に応じ、納税協力会等に対し改善上の指示を与え、又は諸帳簿その他の書類の提示並びに報告を求めることができる。

#### 附 則（抄）

この告示は、昭和37年4月1日から施行する。

## (4) 保険料納付奨励金

## 事業概要説明シート（4）

### 【1 事業概要】

事務事業名	保険料納付奨励金	担当課	医療保険課																								
根拠法令等	金沢市国民健康保険料納付奨励規程	事業期間	昭和 29 年度～( 65 年目)																								
<p>■保険料納付組合が会員の保険料をとりまとめて納入することにより、納期内に納付される保険料収入を確実に確保し、収納率の維持・向上を図る。</p> <p>(参考) 保険料納付組合とは、国民健康保険の健全な運営に資するため、おおむね町内会を単位とした保険区の保険料納付義務者で組織された団体。各納付組合に1名の保健委員を置かれており、市長が委嘱する。任務は納入通知書の配布、その他国民健康保険事業についての一般的指導。</p>																											
<p>○事業詳細 各組合が取り扱った保険料の件数、金額及び納入期日に応じ、保険料納付奨励金を交付する。</p> <p>[保険料納付奨励金算定基準] (1)、(2)の合算額 (1) 件数割 @50円×取扱った保険料の件数 (2) 保険料割 (①と②の合計額) ①納期内分 1.57% × 取り扱った納期内納付保険料の額 ②後納分 0.60% × 取り扱った後納保険料の額</p> <p>[組合数の推移等]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>107</td> <td>98</td> <td>78</td> <td>64</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>643</td> <td>557</td> <td>424</td> <td>357</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td>納期内納付率</td> <td>97.56 (%)</td> <td>99.73 (%)</td> <td>99.37 (%)</td> <td>87.91 (%)</td> <td>99.93 (%)</td> </tr> </tbody> </table>			年度	H26	H27	H28	H29	H30	組合数	107	98	78	64	53	会員数	643	557	424	357	271	納期内納付率	97.56 (%)	99.73 (%)	99.37 (%)	87.91 (%)	99.93 (%)	
年度	H26	H27	H28	H29	H30																						
組合数	107	98	78	64	53																						
会員数	643	557	424	357	271																						
納期内納付率	97.56 (%)	99.73 (%)	99.37 (%)	87.91 (%)	99.93 (%)																						

### 【2 事業費および実績】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (予算)
事業費	万円 283.1	万円 236.1	万円 204.0	万円 174.0	万円 150.0
指 納付組合による納期内保険料納入額	163百万円	137百万円	118百万円	101百万円	—
標 納付組合数	81町会	78町会	64町会	53町会	—

### 【3 市の評価】

一次評価 (担当課評 価)	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	対象・水準の適正化
	納付組合の解散は保険料の滞納に繋がり、地域コミュニティの衰退を招く可能性があるため、制度を継続しながら、保険料割の見直しと組合活動の活性化を促す取組み等について検討する。			
二次評価	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	(こんなふうに見直していきます)			
	保険料納付組合の会員が年々減少するなど、制度の効果が薄れていることから、納期内納付率の向上と組合活動の活性化を促すため、制度内容の見直しを検討する必要がある。			

# 金沢市国民健康保険納付組合について

## (1) 概要

国民健康保険の健全な運営に資するため、おおむね町内会を単位とした保険区の保険料納付義務者で組織された国民健康保険納付組合に対し、国民健康保険料の件数、金額及び納入期日に応じ奨励金を交付する。

各納付組合に1名の保健委員が置かれており、市長が委嘱する。任務は納入通知書の配布、その他国民健康保険事業についての一般的指導である。

## (2) 内容

組合員の保険料をとりまとめて、納入期限内に納入することにより、保険料収納額を確保し、収納率の維持・向上を図る。

## (3) 納付奨励金

奨励金の額は、その年度末までに組合が取り扱った保険料の納入通知書の件数及び保険料の納付額に応じ、予算の範囲内で、別に市長が定めるところによるものとする。

納付奨励金は上期と下期2回交付する。

上期は4月から9月までに納付した保険料に対して、交付率に応じて11月に交付し、下期は年度全体で納めた額に交付率をかけ、上期で支払った分を差し引いて翌年5月に交付する。

年度	交付率		
	件数割	保険料割	
		1件あたり	納期内納付
R元	50円	1.57%	0.60%

※件数割の金額、保険料割の率に年度による変更無し

(4) 納付組合数の推移

年度 (平成)	納付 組合数	納期内納付		納期後納付		保険料収納額 (円)
		(円)	(%)	(円)	(%)	
12	703					1,908,995,520
13	661					1,688,076,836
14	612					1,434,060,921
15	575					1,316,708,106
16	544					1,249,669,916
17	511					1,080,782,387
18	481					1,019,675,835
19	447					944,686,771
20	347					525,557,755
21	278					417,413,189
22	228					346,602,082
23	188					306,760,824
24	162	258,480,058	97.84	5,704,235	2.16	264,239,785
25	137	208,313,828	97.39	5,582,668	2.61	213,896,496
26	107	182,889,726	97.56	4,580,676	2.44	187,470,402
27	98	162,570,173	99.73	446,844	0.27	163,017,017
28	78	136,191,902	99.37	868,917	0.63	137,060,819
29	64	118,151,723	99.91	1,297,662	1.09	119,449,385
30	53	101,428,156	99.93	70,496	0.07	101,498,652
31	43					

※組合数は、4月1日現在の数

○金沢市国民健康保険料納付奨励規程

昭和 32 年 4 月 1 日告示第 18 号

第 1 条 本市国民健康保険の健全な運営に資するため、この規程によって設置する国民健康保険料納付組合（以下組合という。）に対し奨励金を交付する。

第 2 条 組合は、金沢市国民健康保険条例施行規則（昭和 34 年規則第 5 号）第 3 条に定める保険区の保険料納付義務者の全員で組織し、組合員の国民健康保険料（以下保険料という。）を取りまとめて納入期限内に納入することを目的とするものとする。

第 3 条 組合を結成したときは、その代表者は、組合規約及び役員名簿を添えた結成報告書を市長に提出しなければならない。

2 組合の代表者又は組合規約に異動のあったときは、市長に届け出なければならない。

第 4 条 奨励金の額は、その年度末までに組合が取り扱った保険料の納入通知書の件数及び保険料の納付額に応じ、予算の範囲内で、別に市長が定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

## ○金沢市国民健康保険条例施行規則

昭和 34 年 4 月 1 日規則第 5 号

### (保険区及び保健委員)

第3条 国民健康保険事業の運営の適正を図るため金沢市国民健康保険区(以下「保険区」という。)を定め、各区に1名の保健委員を置く。

### (保健委員の委嘱)

第4条 保健委員は、各保険区の市民のうちから国民健康保険事業に特に熱意を有する者又は学識経験を有する者について市長がこれを委嘱する。

### (保健委員の任務)

第5条 保健委員は、その保険区内の各被保険者についてその一般に守るべき事項、療養給付の範囲、受診手続、保険料納入通知書等の配布、その他国民健康保険事業についての一般的指導、啓蒙及び援助をなすことをもって任務とする。

### (保健委員の任期)

第6条 保健委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (5) 再生可能エネルギー等導入支援費

## 事業概要説明シート（5）

### 【1 事業概要】

事務事業名	再生可能エネルギー等導入支援費	担当課	環境政策課
根拠法令等	－	事業期間	平成 16 年度～( 15 年目)
事業内容	<p>■エネルギーの使用を見える化する機器や創エネ・省エネ機器の設置を支援することで、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を図る。</p> <p>○事業詳細 [事業内容（平成30年度分）]</p> <p>1 再生可能エネルギー等導入支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 個人住宅用太陽光発電システム設置費補助（H16～）           <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金額 50千円／件（伝統環境保存区域内 100千円／件）</li> <li>補助件数 72件（うち伝統環境保存区域内 13件）</li> </ul> </li> <li>② 住宅用高効率エネルギー設備設置費補助           <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用燃料電池コーポレーションシステム（エネファーム）（H22～）               <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金額 100千円／件</li> <li>補助件数 14件</li> </ul> </li> <li>・ハイブリッド給湯器（H28～）               <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金額 40千円／件</li> <li>補助件数 44件</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>③ 木質バイオマスストーブ設置費補助（H20～）           <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金額 設置費の1／2（限度額 100千円／件）</li> <li>補助件数 10件</li> </ul> </li> </ul> <p>2 エネルギー使用効率化支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助（H28～）           <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金額 設置費の1／4（限度額100千円）</li> <li>補助件数 57件</li> </ul> </li> <li>② 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）設置費補助（H25～）           <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金額 設置費の1／4（限度額20千円）</li> <li>補助件数 1件</li> </ul> </li> <li>③ 事業者用デマンドコントロールシステム設置費補助（H26～）           <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金額 設置費の1／4（限度額200千円）</li> <li>補助件数 2件</li> </ul> </li> </ul>		

### 【2 事業費および実績】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (予算)
事業費	万円 1,202.0	万円 1,691.8	万円 1,534.0	万円 1,453.0	万円 1,820.0
指標 住宅用太陽光発電設備設置基数（累計）	3,162基	3,559基	3,944基	4,236基	－

### 【3 市の評価】

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	－
	再生可能エネルギー設備と省エネルギー設備の導入を促進し、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を図るために必要な事業であり継続する。			
二次評価	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	(こんなふうに見直していきます)			
住宅用太陽光発電システム設置費補助については、設置件数が伸び悩んでいることから、新たな「低炭素都市づくり行動計画」の策定に向けて、これまでの事業の成果を検証するとともに、より効果的な制度への見直しを検討する必要がある。				

# 環境保全費（4款2項2目）再生可能エネルギー導入促進費

令和元年度

## 再生可能エネルギー等導入支援事業

### 1 事業概要

#### （1）趣旨・目的

家庭や事業所でのエネルギー消費量を減らし、環境負荷の低減を推進するため、再生可能エネルギー機器や省エネルギー機器等の購入費に補助をする。

#### （2）予算・実績 11,200千円

区分	対象機器		補助金額	R1予算	H30実績	H29実績
個人	太陽光発電システム *H16～	伝環地区以外	50千円/件	100件	59	62
		伝環地区	100千円/件	10件	13	5
	燃料電池コーチェネレーションシステム (愛称：エネファーム) *H22～		100千円/件	20件	14	5
	ハイブリッド給湯器 (リンナイ製品：エコワン) *H28～		40千円/件	55件	44	47
個人事業者	木質ペレットストーブ *H20～		補助率1/2 100千円/件	10件	10	9

個人 (太陽光発電システム) :自己、配偶者又は2親等以内の親族が所有する住宅（店舗等の併用住宅）で、自己が居住するものに設置した者  
(ペレットストーブ) :本市内に存する住宅に設置する者  
(それ以外) :自己が居住する住宅に設置する者

事業者：事業所、町内会その他市長が適当と認める団体の活動施設に設置する者

### 2 事業内容・経緯

H21～22 太陽光発電システムとの併設の二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器  
(通称：エコキュート) 設置費補助

H21～23 住宅用潜熱回収型給湯器（通称：エコジョーズ）設置費補助

H24～25 事業者用太陽光発電システム設置費補助

H25～ 改 住宅用太陽光発電システム補助要件にHEMS設置を義務づけ

改 木質ペレットストーブ設置費補助上限額の増額 @50千円→@100千円

H28～ 新 住宅用ハイブリッド給湯器設置費補助を追加

H21～29 ガスエンジン給湯器（通称：エコイル）設置費補助

### 3 装置機能

機器名	エネファーム	ハイブリッド給湯器
機能	ガスから水素をつくり、酸素と反応させて発電し、その際に出る熱で給湯	電気式ヒートポンプとガス給湯器を最適な組み合わせで自動運転し給湯
一次エネルギー	* <sup>1</sup> 利用効率 70～90% 削減率 23% (CO <sub>2</sub> 削減1,330kg、38%)	* <sup>2</sup> 利用効率 156%

\*1 燃料電池普及促進協会、\*2 リンナイ HP より

# 環境保全費（4款2項2目）地球温暖化防止対策費

令和元年度

## エネルギー使用効率化支援事業

### 1 事業概要

(1) 趣旨・目的 家庭や事業所でのエネルギーの効率的な使用と省エネ活動の普及を図るため、電気使用量の見える化と電気機器等の制御・監視が可能なシステムや、ピークカット・ピークシフトに効果的な蓄電システムの導入費に補助をする。

(2) 予算・実績 7,000千円

区分	対象機器	補助金額	R1予算	H30実績	H29実績
個人	① エネルギーマネジメントシステム (HEMS) *H25～	補助率1/4 20千円/件	5件 中で	1	3
	② リチウムイオン蓄電システム *H28～	補助率1/4 100千円/件	40件	57	64
事業者	デマンドコントロールシステム *H26～	補助率1/4 200千円/件	15件	2	10

個人：①自己、配偶者又は2親等以内の親族が所有する住宅（店舗等の併用住宅）で、自己が居住するものに設置した者 ②自己が居住する住宅に設置する者

事業者：自己の所有する店舗、事務所等、自己の事業の用に供する市内の建築物のうち、契約電力が50kw以上500kw未満の建築物に対象設備を導入する事業者

### 2 事業内容・経緯

H28 改 事業者用デマンドコントロールシステム設置費補助上限額の増額 @100千円→@200千円

### 3 スケジュール

4月	5月	6月	7・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	関係事業者 訪問周知		現地調査 (H29補助分 190件)							定住促進 支援説明会

\*再エネ・省エネ機器の動向等情報収集し、新年度予算を検討

### 4 装置概要

機器名	HEMS Home Energy Management System	リチウムイオン蓄電システム	デマンドコントロールシステム
機能	家電や電気設備とつなぎ、電気やガスの使用量をモニター画面で「見える化」したり、家電機器を「自動制御」する。	ピーク電力の削減(ピークカット)や消費電力の平準化(ピークシフト)用の電源として活用でき、家庭内のエネルギーを効率的に利用できる。	電力使用状況を「見える化」し、デマンド（最大需要電力）値を常時監視し、目標値超過の警報や電気機器の自動制御の機能により電力需要ピークを抑える。

## 金沢市住宅用太陽光発電システム及び 住宅用エネルギー・マネジメントシステム（HEMS）

金沢市では、地球温暖化対策として、太陽光発電システムの普及と省エネルギーの推進をめざし、住宅用太陽光発電システムと併せて住宅用エネルギー・マネジメントシステム（HEMS）を設置する方に補助金を交付します。

### 補助を受けることができる方

自己が所有し、かつ、居住する市内の戸建ての住宅（併用住宅を含みます）に対象設備を設置する方で、市税を滞納していないことが条件となります。

※「所有」には、配偶者又は2親等以内の親族が所有する場合を含みます。

※「居住」とは、住民票に記載された住所であることを要します。

### 補助対象設備および補助金額

補助金額 伝統環境保存区域内の住宅に設置・・・・・ 10万円／件  
上記以外の市内全域の住宅に設置・・・・・ 5万円／件

#### [要件] 太陽光発電システム

- ①太陽電池の最大出力が2 kW以上のシステムであること
- ②電力会社と電力受給に関する契約を締結すること
- ③発電電力量を測定できること
- ④未使用のものであること
- ⑤景観条例に規定する景観形成基準に適合していること

#### HEMS

- ①要綱に掲げる要件に該当するHEMSであること  
(見える化、制御機能、ECHONET Lite搭載等の要件を満たすもの)
- ②未使用のものであること

※ 住宅用太陽光発電システムのみの設置は補助対象外です。

※ 10 kW以上のシステムで、全量売電の場合は補助対象外です。

※ 補助金の交付は、1住宅につき一回限りです。

※ 市の予算の範囲内での交付になります。

※ 国、県等の他の補助金と併用して交付を受けることができます。

※ HEMS単独設置に対する補助金(上限2万円)の交付を受けている場合は補助対象外です。

※ 対象設備を設置した後2年間は、発電実績等を報告して頂きます。

### 補助金交付までの手続き

(必要書類等は裏面をご覧下さい)

#### (注意) 太陽光発電システム等を設置する前に整理番号発行申込が必要です。

①「整理番号発行申込書」を記入し、景観政策課へお持ちください。設置場所の区域を確認します。設置場所により別途書類が必要です。

伝統環境保存区域内：「景観計画区域内行為の届出書」※設置に関する基準や必要書類等  
は、  
景観政策課へお問い合わせください。  
風致区域内：「風致地区内における行為の許可申請書」

②景観政策課の審査終了後、対象設備の設置前に「整理番号発行申込書」を提出してください。

③電力会社との連系の日から30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、「補助金交付申請書」に必要書類を添えて提出してください。

④市は審査のうえ、補助金交付を決定し、その後請求に基づき補助金を交付します。

## 【必要書類】（申込書等の様式は金沢市のホームページからダウンロードできます）

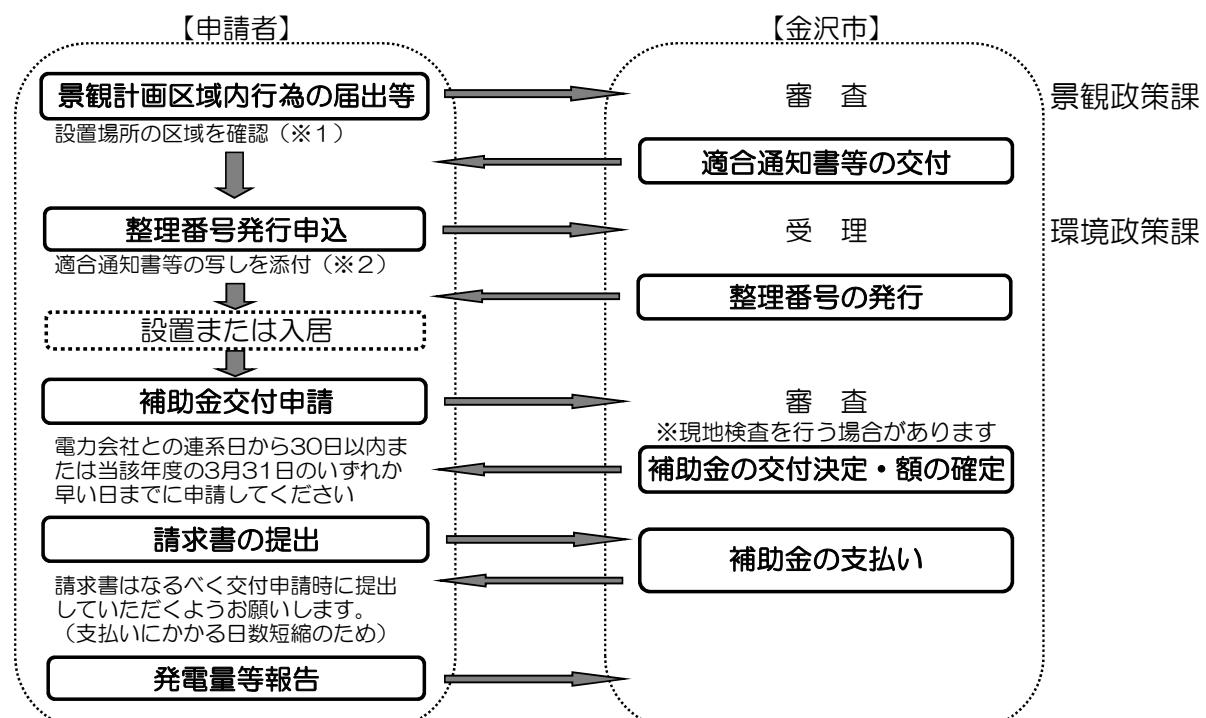
### ● 整理番号発行申込のとき （注意）設置前に整理番号発行申込が必要です

- ① 整理番号発行申込書（様式第1号）
- ② 太陽電池の設置予定場所の写真
- ③ 周囲の道路を含む住宅地図
- ④ 景観形成基準適合通知書の写し又は風致地区内における行為の許可について（許可通知書）の写し（届出対象の場合に限る）
- ⑤ 地区計画の区域内における行為の届出の了承について（通知）の写し（届出対象の場合に限る。）

### ● 補助金交付申請のとき

- ① 補助金交付申請書（様式第3号）
- ② 領収書の写し（機器、工事費等の内訳が分かるもの）※太陽光・HEMS両方
- ③ 電力会社の系統連系にかかる契約確認書（「系統連系に係る契約のご案内」）、  
　　低圧太陽光系統連系技術要件確認書及び受給開始のお知らせの写し
- ④ 保証書もしくは竣工検査の試験記録書の写し ※太陽光・HEMS両方
- ⑤ HEMSのカタログ（詳細な仕様が分かるもの）
- ⑥ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真  
　　（太陽電池モジュールを含む家屋の全体写真、太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、  
　　発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、HEMS機器の写真）
- ⑦ 建物の所有を証する書類の写し（3ヶ月以内に発行された建物の登記事項証明書など）
- ⑧ 住民票の写し（新たに居住を開始した場合）

## 【補助金交付手続きの流れ】



（※1）景観形成区域又は風致地区以外で、設置する建物の高さが10m以下かつパネル面積が50m<sup>2</sup>以下の場合は届出不要

（※2）届出不要の場合は適合通知書等は交付されませんので、景観政策課にて整理番号発行申込書に届出不要であること「確認印」を押印します

### お申し込み・お問い合わせ

#### 環境政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1  
電話 (076)220-2507  
FAX (076)261-7755  
E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

### 景観に関する届出・お問い合わせ

#### 景観政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1  
電話 (076)220-2364  
FAX (076)224-5046  
E-mail keikan@city.kanazawa.lg.jp

# 金沢市住宅用高効率エネルギー設備 設置費補助制度のご案内

金沢市では、地球温暖化対策として、二酸化炭素削減効果の高い燃料電池コーチェネレーションシステム及びハイブリッド給湯器を自宅に設置する方に補助金を交付します。



## 補助を受けることができる方

自ら居住する市内の住宅（併用住宅を含みます）に対象設備を設置する方、又は対象設備が設置された住宅を購入し居住する方で、市税を滞納していないことが条件となります。

※「居住」とは、住民票に記載された住所であることを要します。

## 補助対象設備および補助金額

- 燃料電池コーチェネレーションシステム（通称：エネファーム） 10万円／1件
- ハイブリッド給湯器 4万円／1件

[要件] ① 都市ガスまたはLPGガスを燃料とするものであること  
② エネファーム：国が決定した補助事業者が定める規程に適合する補助対象設備  
ハイブリッド給湯器：電気式ヒートポンプ（JIS基準の中間期のCOP4.7以上）と  
潜熱回収型ガス給湯器（給湯部熱効率が95%以上）を併用  
③未使用のものであること

※ 補助金の交付は、1住宅につき一回限りです。  
※ 市の予算の範囲内での交付になります。  
※ 国、県等の他の補助金と併用して交付を受けることができます。  
※ 対象設備を設置した後は、運転状況等の報告をお願いすることあります。

## 補助金交付までの手続き

（必要書類等は裏面をご覧下さい）

- ①対象設備の設置前に、「整理番号発行申込書」を提出してください。
- ②対象設備の設置日から30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、「補助金交付申請書」に必要書類を添えて提出してください。
- ③市は審査のうえ、補助金交付を決定し、その後請求に基づき補助金を交付します。

## 【必要書類】 (申込書等の様式は金沢市のホームページからダウンロードできます)

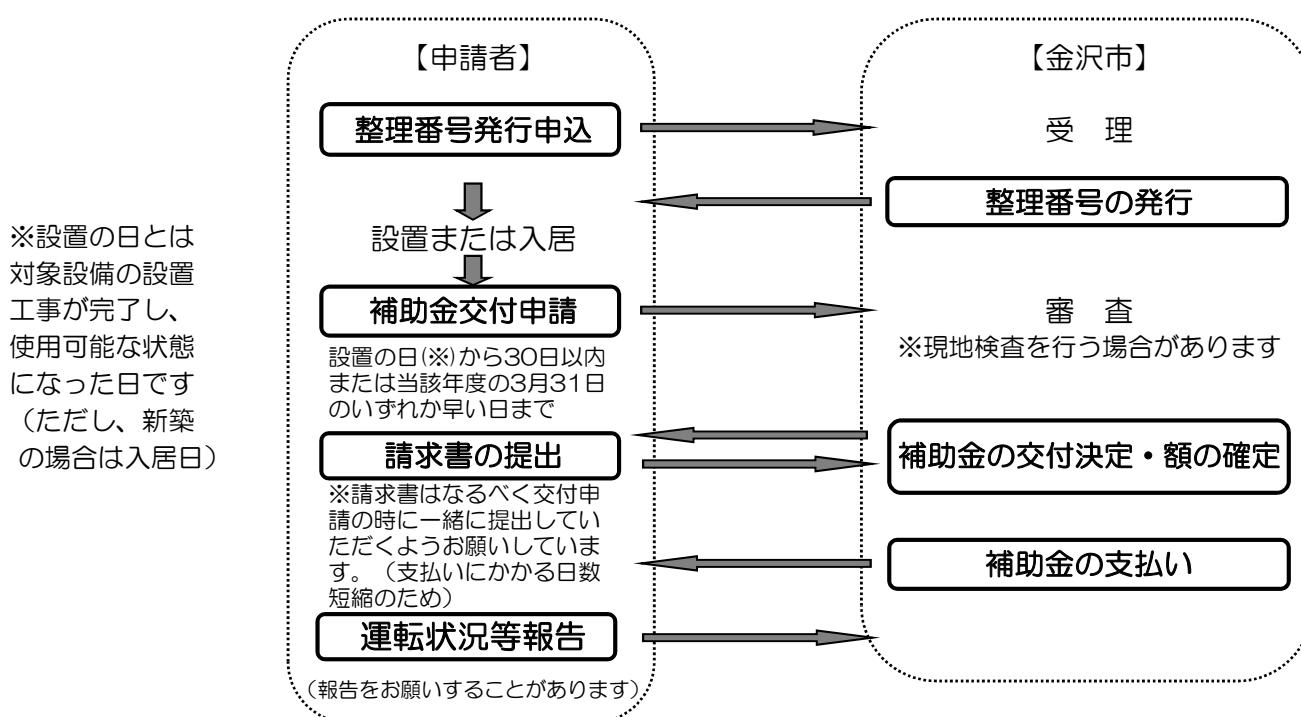
### ●整理番号発行申込のとき

- ① 整理番号発行申込書（様式第1号）
- ② 対象設備の設置予定場所の写真
- ③ その他市長が必要と認める書類（必要に応じて提出を依頼します）

### ●補助金交付申請のとき

- ① 補助金交付申請書（様式第3号）
- ② 領収書の写し及び機器、工事費等の内訳が分かる見積書等の写し
- ③ 保証書の写し
- ④ 機器のカタログまたは仕様書
- ⑤ 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- ⑥ 住民票の写し（※補助対象設備を設置した住宅に新たに居住を開始した場合のみ）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類（必要に応じて提出を依頼します）

## 【補助金交付手続きの流れ】



## 【受付窓口】

都市ガスを燃料とするもの・・・金沢市企業局  
LPGを燃料とするもの・・・金沢市環境政策課

お申込み・お問い合わせ	
都市ガスを燃料とする設備	LPGを燃料とする設備
金沢市企業局 営業開発課 〒920-0024 金沢市西念1丁目2番1号 電話：(076) 220-2646 FAX：(076) 220-2694 電子メール k-eigyou@city.kanazawa.lg.jp	金沢市 環境政策課 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 電話：(076) 220-2507 FAX：(076) 261-7755 電子メール kansei@city.kanazawa.lg.jp

# 金沢市木質ペレットストーブ設置費 補助制度のご案内

## 木質ペレットストーブとは？

間伐材や製材端材を破碎して固めた木質ペレットを燃料とするストーブです。化石燃料による二酸化炭素や有害物質の排出を削減し、地球温暖化防止に役立ちます。また、化石燃料のように絶えることもなく、持続的に生産できるエネルギーです。

## ◎ 補助対象となる木質ペレットストーブは？

次の要件を満たすことが必要です。

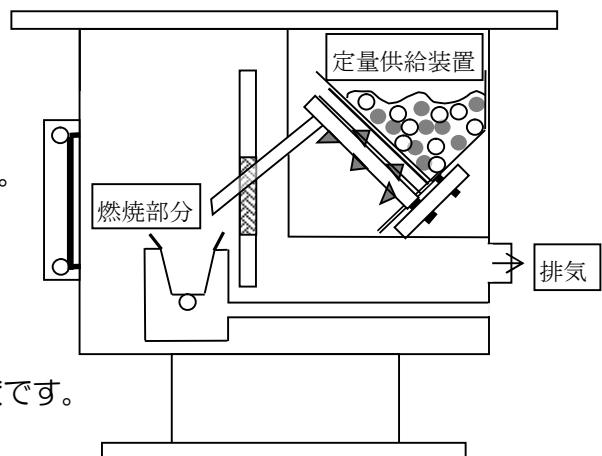
- (1) 燃料が木質ペレットであること。
- (2) 燃料の定量的な供給ができる構造であること。
- (3) 未使用のものであること。

## ◎ 補助金の額は？

木質ペレットストーブの購入費及び設置工事費の合計額の1/2以内の額で100,000円が限度です。

一建物あたり一回限りです。

(注) 市の予算の範囲内での交付になります。



## ◎ 補助金の交付を受けるためには？

ストーブの設置をお考えの方は、下記のことにお留意ください。

### ① 購入する前に環境政策課まで問い合わせること。

補助制度をご説明します。

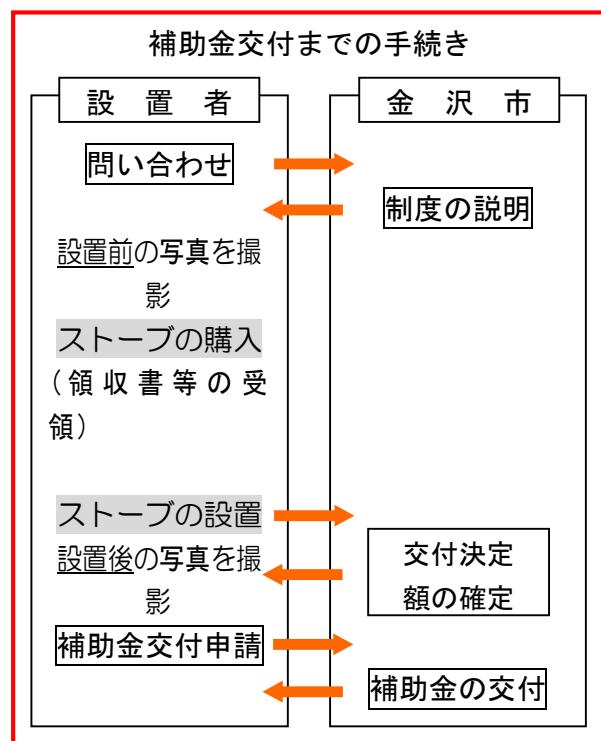
### ② 事前にストーブ設置予定場所の写真を撮影すること。

③ ストーブ購入時に領収書等を受領すること。

④ ストーブ設置後の写真を撮影すること。

⑤ ストーブを設置してから15日以内に領収書、設置前・後の写真、設置場所の配置図、カタログ（仕様書）、保証書を添付して交付申請をすること。

※市の補助金交付決定後、請求に基づき補助金を交付します。



環境省では、木質バイオマスストーブ（薪ストーブやペレットストーブ）の適切な普及を図るべく、燃料、機器、設置、使い方等に関するガイドラインを策定し、ガイドブックを作成しています。ストーブ設置の際は、ぜひ参考にしてください。

URL <http://www.env.go.jp/air/info/biomass-stove.pdf>

※ガイドブックでは、ストーブの燃焼性能の目安として、熱効率70%以上（LHV）のストーブを推奨しています。

※金沢市では、薪ストーブに対する補助は行っておりません。

## ●お申し込み・お問い合わせ 金沢市環境局環境政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

TEL (076) 220-2507

FAX (076) 261-7755

E-mail [kansei@city.kanazawa.lg.jp](mailto:kansei@city.kanazawa.lg.jp)

# 金沢市 住宅用リチウムイオン蓄電システム 設置費補助制度のご案内

金沢市では、地球温暖化対策として省エネルギーの推進をめざし、住宅用リチウムイオン蓄電システムを設置する方に補助金を交付します。

## 補助を受けることができる方

自ら居住する市内の住宅（併用住宅を含みます）に対象システムを設置する方、又は対象システムが設置された住宅を購入し居住する方で、市税を滞納していないことが条件となります。

※「居住」とは、住民票に記載された住所に居住することを要します。

## 補助対象設備および補助金額

補助金額 設置費×1／4 （限度額10万円・千円未満切り捨て）

- 要件
- ①リチウムイオン蓄電池部に加え、電力変換装置を備えたシステムとして、一体的に構成されているものであること
  - ②蓄電容量の合計が1.0kWh以上で、定置用のものであること
  - ③未使用のものであること

※ 補助金の交付は、1住宅につき一回限りです。

※ 市の予算の範囲内での交付になります。

※ 国、県等の補助金と併用して交付を受けることができます。

※ 対象システムを設置した後は、運転状況等の報告をお願いすることがあります。

## 補助金交付までの手続き

（注意）設置する前に整理番号発行申込が必要です。

1. 対象設備の設置前に「整理番号発行申込書」を提出してください。
2. 対象設備の設置日から30日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、「補助金交付申請書」に必要書類を添えて提出してください。
3. 市は審査のうえ、補助金交付を決定し、その後請求に基づき補助金を交付します。

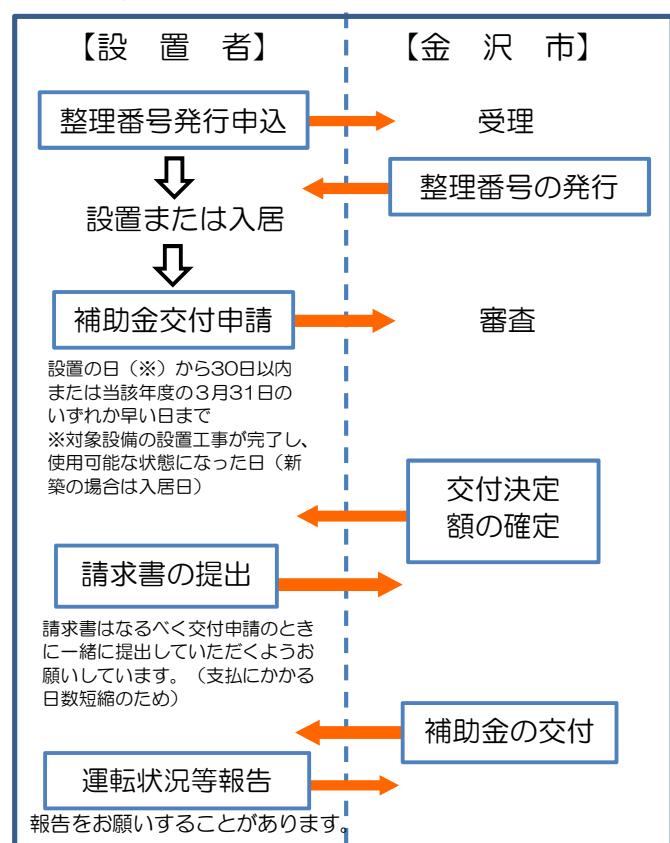
【必要書類】※申請書等の様式は金沢市のホームページからダウンロードできます。

### ●整理番号発行申込のとき

- ①整理番号発行申込書（様式第1号）
- ②対象システムの設置予定場所の写真
- ③周辺の道路を含む住宅地図

### ●補助金交付申請のとき

- ①補助金交付申請書（様式第2号）
- ②領収書の写し及び機器、工事費等の内訳が分かる見積書等の写し
- ③機器のカタログ又は仕様書
- ④保証書の写し
- ⑤補助対象システムの設置状況が確認できる写真
- ⑥住民票の写し（補助対象システムが設置された住宅に新たに居住を開始した場合に限る。）



## お申し込み・お問い合わせ

### 環境政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

電話 (076)220-2507

FAX (076)261-7755

E-mail [kansel@city.kanazawa.lg.jp](mailto:kansel@city.kanazawa.lg.jp)

# 金沢市 住宅用エネルギー・マネジメントシステム (HEMS) 設置費補助制度のご案内

金沢市では、地球温暖化対策として省エネルギーの推進をめざし、住宅用エネルギー・マネジメントシステム (HEMS) を設置する方に補助金を交付します。

## 補助を受けることができる方

自己が所有し、かつ、居住する市内の戸建ての住宅（併用住宅を含みます）に対象設備を設置する方で、市税を滞納していないことが条件となります。

※「所有」には、配偶者又は2親等以内の親族が所有する場合を含みます。

※「居住」とは、住民票に記載された住所であることを要します。

## 補助対象設備および補助金額

補助金額 設置費×1／4 （限度額2万円・千円未満切り捨て）

※国の補助金の交付がある場合は、設置費から国の補助金額を控除した額の1／4

[要件] ①要綱に掲げる要件に該当するHEMSであること

（見える化、制御機能、ECHONET Lite搭載等の要件を満たすもの）

②未使用のものであること

※ 補助金の交付は、1住宅につき一回限りです。

※ 市の予算の範囲内での交付になります。

※ 国、県等の補助金と併用して交付を受けることができます。

※ 太陽光発電システム設置に対する市の補助金との併用はできません。

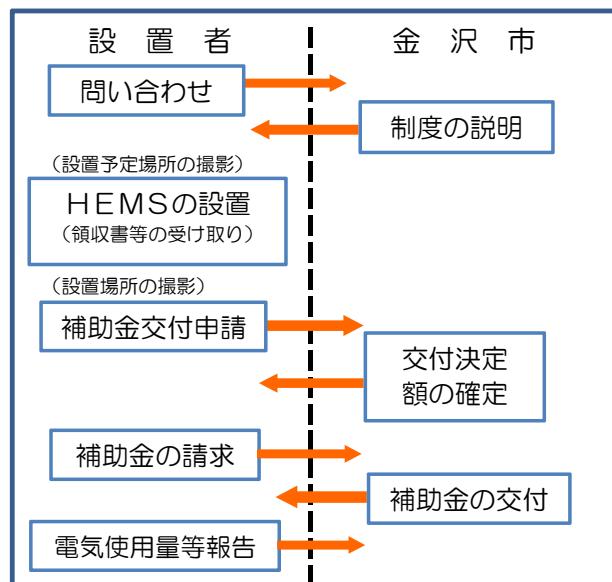
※ 対象設備を設置した後2年間は、電気使用量等を報告して頂きます。



電気使用量等の報告  
(省エネ家計簿)

## 補助金交付までの手続き

- ①HEMSを設置しようとする方は、設置前に下記までお問い合わせください。  
補助制度をご説明します。
- ②事前にHEMS設置予定場所の写真を撮影してください。
- ③HEMSを設置したときは、領収書等を受け取ってください。
- ④HEMS設置後の写真を撮影してください。
- ⑤HEMSを設置後15日以内に交付申請書（様式第4号）に以下の書類を添付して申請してください。
  - ・領収書の写し
  - ・経費内訳を確認できる書類（見積書等）
  - ・設置前・後（電源が入った状態）の写真
  - ・建物の所有を確認できる書類（3ヶ月以内発行の建物の登記事項証明書等）
  - ・住民票の写し（新たに居住を開始した場合）
  - ・保証書の写し
  - ・カタログ等仕様が分かるもの【国の補助金交付を受ける場合】
  - ・SIIへ提出した補助金交付申請書の写し
  - ・SIIが発行した交付決定通知書の写し
- ⑥市の補助金交付決定後、
  - ・その他市長が必要と認める書類



※申請書等の様式は金沢市のホームページからダウンロードできます。

※SII：一般社団法人環境共創イニシアチブ

お申し込み・お問い合わせ  
環境政策課  
〒920-8577 金沢市広坂1-1-1  
電話 (076)220-2507  
FAX (076)261-7755  
E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

# 金沢市事業者用デマンドコントロールシステム 設置費補助制度のご案内

金沢市では、地球温暖化防止の対策として事業所等の省エネルギー化を促進するため、事業所等へのデマンドコントロールシステム設置に要する費用に対する補助金を交付します。

## デマンドコントロールシステムとは

デマンドコントロールシステムとは、電力の使用状況を分かりやすく表示（見える化）するとともに、あらかじめ設定された目標電力を超えると予測すると、警報等で知らせる機能をもつ装置のことです。このシステムを導入することで、最大需要電力（デマンド）を抑制し、契約電力の減少を図ることができます。

【イメージ図】



## 補助対象者

- ① 自己の事業の用に供する市内の建築物にシステムを設置すること。
- ② 電力会社との契約電力が50kW以上500kW未満の建築物であること。
- ③ 市税を滞納していないこと。

## 補助金額および補助対象設備

補助金額 設置費用×1／4（限度額20万円・千円未満切り捨て）

- 要件
- ① パソコン上でデマンドや電力使用量のデータ管理ができること。  
(ただし、パソコン、プリンターは補助対象外)
  - ② デマンドの監視機能と目標値超過を予測した場合の警報機能があること。
  - ③ 未使用のシステムであること。
  - ④ 既存の設備の更新ではないこと。

※国の補助金その他収入がある場合は、設置費用からその収入額を控除した額になります。

※設置費用は、設備費及び設置工事費を含みます。

※市の予算の範囲内での交付になります。

## 補助金交付までの手続き（必要書類等は裏面をご覧ください）

- ① 対象設備の設置前に「交付申請書（様式第1号）」を提出してください。
- ② 対象設備設置後から30日以内に「実績報告書（様式第2号）」を提出してください。  
(①、②いずれも必要書類を添えて提出してください。)
- ③ 市は審査のうえ、補助金額を確定し、その後請求に基づき補助金を交付します。

## 【必要書類】（交付申請書等の様式は金沢市のホームページからダウンロードできます）

### ●補助金交付申請のとき（設置工事着工前）

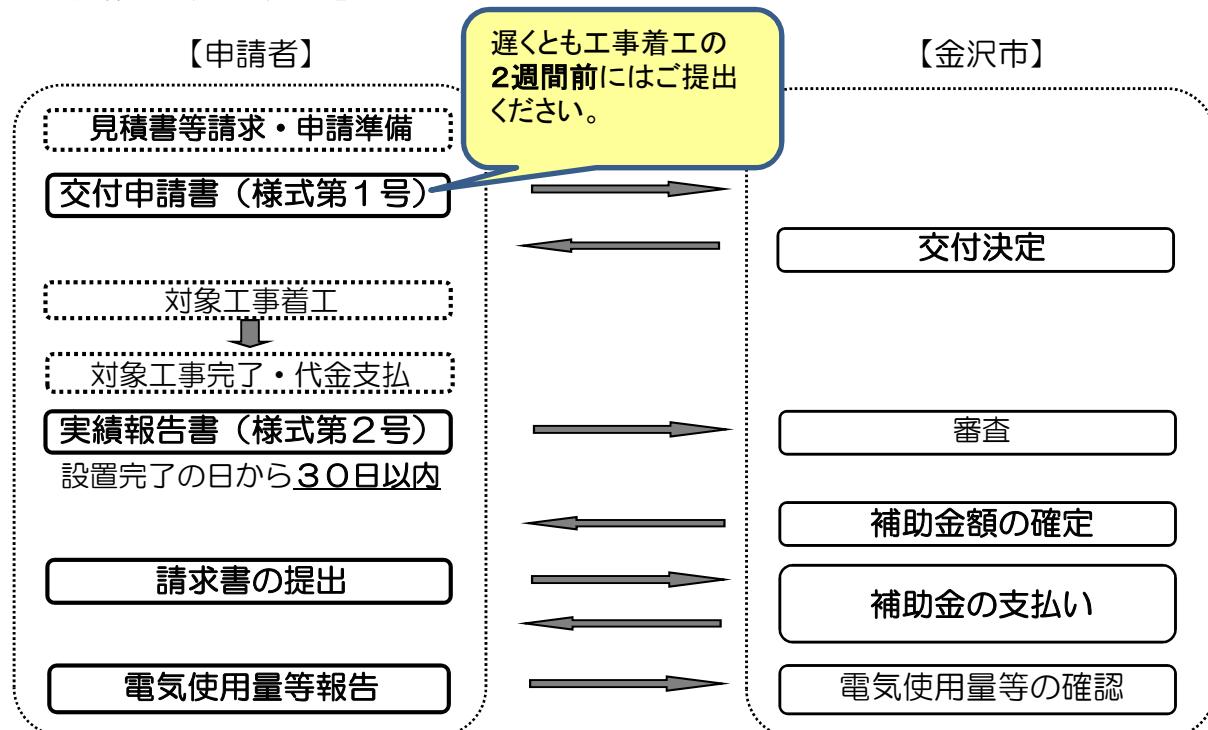
遅くとも工事着工の2週間前までにはご提出ください。

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 当該補助事業に係る見積書の写し（設備の本体価格に係るものおよび工事費用に係るもの）
- ③ 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票および事業内容が分かる書類
- ④ 補助対象システム設置に係る建築物所有者の承諾書（建築物を他人が所有する場合）
- ⑤ 補助対象システムを設置する建築物に係る契約電力が分かる書類
- ⑥ 補助対象システムを設置する事業所周辺の地図および設置予定場所の写真
- ⑦ 補助対象システムの概要図および計測・制御対象が分かる書類
- ⑧ 補助対象システムのカタログ
- ⑨ その他の補助金等の収入がある場合は、交付決定通知等収入予定が分かる書類等の写し
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

### ●実績報告のとき（設置工事完了後）

- ① 実績報告書（様式第2号）
- ② 対象システムの設置に係る契約書または請求書の写し
- ③ 領収書の写し
- ④ 補助対象システムの設置完了後の写真
- ⑤ 補助対象設備を設置したことを証明する書類
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

## 【補助金交付手続の流れ】



### ■注意事項■

- ・必ず工事着工前に交付申請を行ってください。設置後は受付できません。
- ・各申請書及び請求書には全て同じ印鑑を使用してください。

### お申し込み・お問い合わせ

環境政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

電話 (076)220-2507 FAX (076)261-7755

E-mail kansei@city.kanazawa.lg.jp

## 再エネ等導入支援費 中核市の状況

### 中核市58市(金沢市含む)

補助メニュー	補助制度有	補助金額
太陽光発電システム	39	4~10万円
エネファーム	31	5~15万円
ハイブリッド給湯器	4	3.6~8万円
ペレットストーブ	12	5~20万円
蓄電池	32	5~20万円
HEMS	18	5千円~3万円
デマンドコントロール	2	

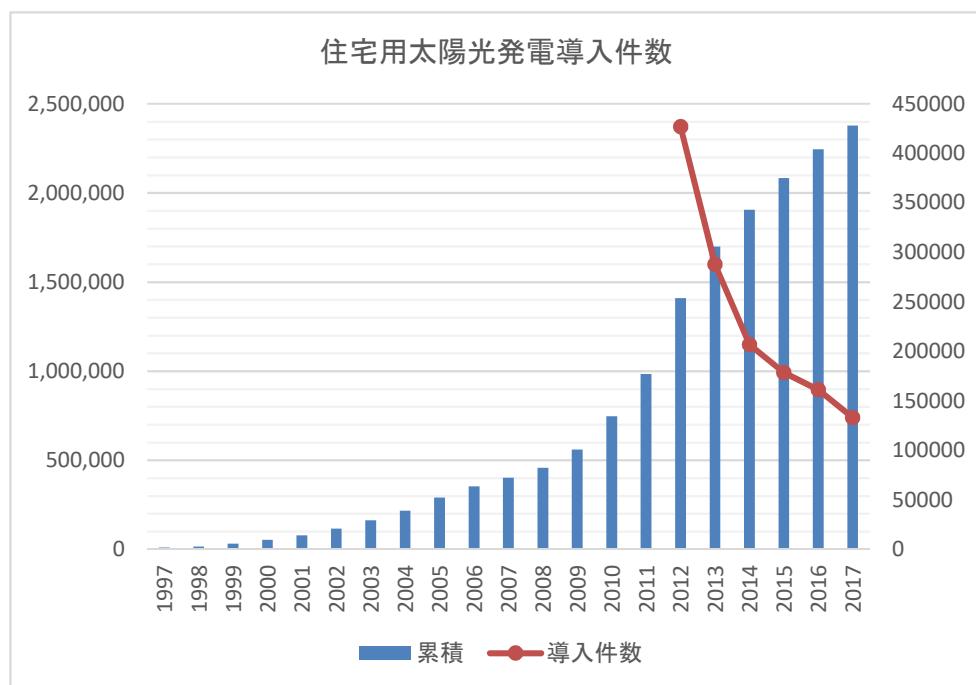
### 最近の他都市の傾向

- ① 補助単価の見直し(減額)が進んでいる(特に太陽光)
- ② ZEHの支援が増えている(断熱+太陽光+HEMS等)
- ③ V2H(充給電設備)、次世代自動車(EV・FCV)
- ④ 太陽光+蓄電池など併設を要件にする所が出てきた

※補助事業を実施していない都市 11市

### 国内の太陽光発電導入件数の推移

年度	導入累積	導入件数	市補助件数
2012	1,409,787	426,868	445
2013	1,697,905	288,118	153
2014	1,904,826	206,921	115
2015	2,083,547	178,721	145
2016	2,244,820	161,273	88
2017	2,377,832	133,012	67
2018	-	-	72



金沢市住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギー・マネジメントシステム設置  
費補助金交付要綱

(平成16年4月1日 決裁)

最終改正 平成26年3月17日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止策として住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギー・マネジメントシステムの普及を促進するため、その設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、生活に必要なエネルギーとして供給する装置をいう。
- (2) HEMS 電力需要調整効果を高める住宅用のエネルギー・マネジメントシステムをいう。
- (3) 併設設置 住宅用太陽光発電システム及びHEMSを併せて設置することをいう。
- (4) 単独設置 HEMSのみを設置することをいう。
- (5) エコーネットライト エコーネットコンソーシアムにより策定されたホームネットワークのための通信規格をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、自己、配偶者又は2親等以内の親族が所有する戸建ての住宅（店舗等との併用住宅を含む。）で、自己が居住するものに併設設置を行った者及び単独設置を行った者に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。ただし、これらの者が当該設置に際し、この要綱の規定による補助金以外の本市の補助金の交付を受けるときは、この要綱の規定による補助金は交付しない。

2 前項本文の規定にかかわらず、市税を滞納している者には、補助金は交付しないものとする。

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅用太陽光発電システム及びHEMS（以下「対象

システム」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 住宅用太陽光発電システム 次のアからオまでに掲げる全ての要件に該当するもの

ア 太陽電池の最大出力(当該住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計をいう。)が2キロワット以上であること。

イ 電力会社と太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結していること。

ウ 当該住宅用太陽光発電システムが発電する電力量を測定できること。

エ 未使用のものであること。

オ 住宅用太陽光発電システムの設置に係る行為が景観形成基準(金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例(平成21年条例第4号。以下「景観条例」という。)第10条第2項の規定により定められた同項に規定する景観形成基準をいう。)に適合していること。

(2) HEMS 次のアからエまでに掲げる全ての要件に該当するもの

ア 住宅居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測し、及び蓄積し、見える化が図られていること。

イ エコーネットライトによる空調、照明等の電力使用量を調整するための制御機能を有していること。

ウ エコーネットライトを標準的なインターフェースとして搭載していること。

エ 未使用のものであること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 併設設置 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 景観条例第10条第1項第1号に規定する伝統環境保存区域(以下「伝統環境保存区域」という。)において対象システムを設置した場合 併設設置1件につき100,000円

イ 伝統環境保存区域以外の区域において対象システムを設置した場合 併設設置1件につき50,000円

(2) 単独設置 単独設置に係る機器本体及び附属機器の購入並びに設置工事費の合計額

に(一般社団法人環境共創イニシアチブから交付する住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金の交付がある場合は、当該合計額から当該交付額を控除した

額) 4分の1を乗じて得た額以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、その額は、20,000円を超えないものとする。

2 補助金の交付は、1の住宅につき1回を限度とする。

(整理番号の発行)

第6条 併設設置に係る補助金の交付を受けようとする者は、対象システムを設置する前に、住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギー・マネジメントシステム設置費補助金整理番号発行申込書(様式第1号)により、市長に整理番号の発行を申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受理したときは、整理番号を発行し、住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギー・マネジメントシステム設置費補助金整理番号通知書(様式第2号)により、これを当該申込みをした者に通知する。ただし、補助金の交付額が当該年度の予算を超える見込みがあるときは、発行しないものとする。

3 前項の整理番号は、発行を受けた年度に限り、その効力を有するものとする。

4 第2項の整理番号の発行を受けた者は、補助金の交付を受けることを取りやめるときは又は整理番号の発行を受けた年度内に第8条に規定する住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギー・マネジメントシステム設置費補助金交付申請書を提出することができないときは、その旨を市長に申し出なければならない。

(整理番号の発行の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定により発行した整理番号を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により整理番号の発行を受けたとき。
- (2) 前条第4項の規定による申出があったとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(併設設置に係る補助金の交付申請等)

第8条 第6条の規定により整理番号の発行を受けた者で補助金の交付を受けようとするものは、対象システムの設置の日から起算して30日を経過する日(その日が当該設置日の属する年度の翌年度の日となる場合にあっては、当該設置の日の属する年度の3月31日)までに、住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギー・マネジメントシステム設置費補助金交付申請書(様式第3号)に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請の期限を

延長することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。  
(単独設置に係る補助金の交付申請等)

第9条 単独設置に係る補助金の交付を受けようとする者は、対象システムの設置を完了した日から起算して15日を経過する日（その日が当該設置を完了した日の属する年度の翌年度の日となる場合にあっては、当該設置を完了した日の属する年度の3月31日）までに、住宅用エネルギー・マネジメントシステム設置費補助金交付申請書（様式第4号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び確定した額を当該申請をした者に通知する。

(報告)

第10条 市長は、この要綱の規定による対象システムの設置に関する補助金の交付を受けた者に対し、その設置後2年間、発電量等の報告を求めることができる。

(手続代行者)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、第6条の規定による申込み又は第8条若しくは第9条の規定による交付申請を、対象システムの販売等をする者に代行させることができるものとする。

- 2 前項の規定による代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、速やかにその事務を処理しなければならない。
- 3 手続代行者は、前項に規定する手続の代行により設置者に関する得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 4 市長は、手続代行者が第2項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月8日から施行し、同日以後に行われる財團補助金の募集に対

して申込みを行った者について適用する。

附 則（平成17年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、平成16年度の財団法人新エネルギー財団の住宅用太陽光発電導入促進事業補助金の交付決定を受ける者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、財団法人新エネルギー財団の住宅用太陽光発電導入促進事業補助金の交付決定を受ける者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、財団法人新エネルギー財団の住宅用太陽光発電導入促進事業補助金の交付決定を受ける者に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月31日決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に設置されるシステムにつき適用する。

附 則（平成21年6月23日決裁）

この要綱は、平成21年6月23日から施行し、同日以降に設置されるシステム等につき適用する。

附 則（平成23年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に改正前の金沢市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき交付の決定を受けた補助金については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成23年10月1日決裁）

- 1 改正後の金沢市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、平成23年11月1日（以下「適用日」という。）以後に設置される住宅用太陽光発電システムにつ

いて適用する。

- 2 適用日前に設置される住宅用太陽光発電システムについては、改正前の金沢市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この要綱の施行の日から適用日の前日までの間における旧要綱第5条第1項の規定の適用については、同項中「50,000円」とあるのは、「50,000円（金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）第10条第1項第1号に規定する伝統環境保存区域において対象システムを設置した場合で、当該対象システムの設置に係る行為が景観形成基準（同条例第10条第2項の規定により定められた同項に規定する景観形成基準で、平成23年11月1日においてその効力を有するものをいう。）に適合していると市長が認めるときは、対象システム1件につき100,000円）」とする。

#### 附 則（平成25年4月1日決裁）

- 1 改正後の金沢市住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギー・マネジメントシステム設置費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請を行う者について適用し、同日前に交付の申請を行う者については、なお従前の例による。
- 2 新要綱第5条第2項の規定にかかわらず、改正前の金沢市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定による補助金の交付を受けた者については、当該補助金の交付に係る1の住宅につき1回を限度として新要綱の規定による単独設置に係る補助金の交付を受けることができる。

#### 附 則（平成25年10月24日決裁）

- 1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギー・マネジメントシステム設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、一般社団法人環境共創イニシアチブからするエネルギー管理システム導入促進事業費補助金の交付を受けた者の単独設置に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成26年3月17日決裁）

改正後の金沢市住宅用太陽光発電システム及び住宅用エネルギー・マネジメントシステム設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請を行う者について適用し、同日前に交付の申請を行う者については、なお従前の例による。

# 金沢市住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付要綱

(平成21年4月1日決裁)

改正 平成22年3月31日決裁

平成23年3月31日決裁

平成24年3月31日決裁

平成28年3月31日決裁

平成30年3月31日決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止策として住宅への燃料電池コーチェネレーションシステム及びハイブリッド給湯器（以下「高効率エネルギー設備」という。）の普及を促進するため、その設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 燃料電池コーチェネレーションシステム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成される電気及び熱の供給を主目的としたシステムをいう。

(2) ハイブリッド給湯器 電気式ヒートポンプ、潜熱回収型ガス給湯器及び貯湯ユニットから構成される熱の供給を主目的としたシステムをいう。

## (補助金の交付)

第3条 補助金は、自己が居住する住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）に高効率エネルギー設備を設置した者又は高効率エネルギー設備が設置された住宅を購入し居住した者（以下「設置者」という。）で、市税を滞納していないものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

## (補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる高効率エネルギー設備は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定めるものであること。

ア 燃料電池コーチェネレーションシステム 国の燃料電池の利用拡大に向けたエネ

ファーム等導入支援事業費補助金交付要綱（平成21・03・06財資第9号）に基づく補助金の交付対象に指定されているもの又はこれと同等以上の性能を有すると市長が認めるもの

イ ハイブリッド給湯器 電気式ヒートポンプ及び潜熱回収型ガス給湯器を併用するシステムで、電気式ヒートポンプの中間期標準加熱条件（JIS基準に規定するヒートポンプ加熱性能試験の温度条件の中間期標準加熱条件をいう。）におけるCOPが4.7以上であり、かつ、潜熱回収型ガス給湯器の給湯部熱効率が95パーセント以上であるもの

(2) 都市ガス又はLPガスを燃料とするものであること。

(3) 未使用のものであること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 燃料電池コーチェネレーションシステム 1件当たり 100,000円

(2) ハイブリッド給湯器 1件当たり 40,000円

2 補助金の交付は、1の住宅につき1回を限度とする。

(整理番号の発行)

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、高効率エネルギー設備を設置する前に、住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金整理番号発行申込書（様式第1号）により、市長に整理番号の発行を申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受理したときは、整理番号を発行し、住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金整理番号通知書（様式第2号）により、これを当該申込みをした者に通知する。ただし、補助金の交付額が当該年度の予算を超える見込みがあるときは、発行しないものとする。

3 前項の整理番号は、当該年度に限り、その効力を有するものとする。

4 第2項の整理番号の発行を受けた者は、補助金の交付を受けることを取りやめるとき又は整理番号の発行を受けた年度内に第8条に規定する住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付申請書を提出することができないときは、その旨を市長に申し出なければならない。

(整理番号の発行の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定により発行し

た整理番号を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により整理番号の発行を受けたとき。
- (2) 前条第4項の規定による申出があったとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の交付申請等)

第8条 第6条の規定により整理番号の発行を受けた者で補助金の交付を受けようとするものは、高効率エネルギー設備の設置の日（高効率エネルギー設備の設置後に当該住宅に居住を始めた場合にあっては、当該居住を開始した日。以下同じ。）から起算して30日を経過する日（その日が当該設置の日の属する年度の翌年度の日となる場合にあっては、当該設置の日の属する年度の3月31日）までに、住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるとときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。

(報告)

第9条 市長は、この要綱の規定による高効率エネルギー設備の設置に関する補助金の交付を受けた者に対し、運転状況等の報告を求めることができる。

(手続代行者)

第10条 設置者は、第6条の規定による申込み又は第8条の規定による交付申請の手続の代行について、高効率エネルギー設備の販売等をする者に委託することができるものとする。

2 前項の規定による委託を受けた者（以下「手続代行者」という。）は、同項の規定により委託された手続の代行を速やかに行うものとする。

3 手続代行者は、前項に規定する手続の代行により設置者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

4 市長は、手続代行者が第2項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施するものとする。

(事務の委任)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、金沢市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に、高効率エネルギー設備のうち管理者が供給する燃料を使用するものについて、この要綱及び金沢市補助金交付事務取扱規則の規定による補助金の交付に関する事務を委任する。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日以後にガス高効率給湯器を設置する者に係る補助金について適用する。

附 則（平成22年3月31日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に設置される高効率エネルギー設備につき適用する。

附 則（平成23年3月31日決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月31日決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日決裁）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付要綱（以下この項において「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に設置される新要綱第1条に規定する高効率エネルギー設備について適用する。

附 則（平成30年3月31日決裁）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の金沢市住宅用高効率エネルギー設備設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定による申請に係る補助金について適用し、同日前に行った同項の規定による申請に係る補助金については、なお従前の例による。

# 金沢市木質ペレットストーブ設置費補助金交付要綱

(平成20年4月1日決裁)

改正 平成21年3月31日決裁

平成25年3月31日決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止策として、木質ペレットを燃料とするストーブ（以下「ストーブ」という。）の普及を促進するため、当該ストーブの設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (補助金の交付)

第2条 補助金は、本市内に住所を有する者又は本市内で主に活動する町会その他の市長が適当であると認める団体であって、本市内に存する住宅若しくは事業所又は活動施設（団体の活動のために使用する集会所その他の施設をいう。）にストーブを設置するもの（以下「設置者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、ストーブを購入した日の属する年度内に当該ストーブの設置を完了しない者又は市税を滞納している者に対しては、補助金は交付しないものとする。

## (補助金の交付の対象となるストーブ)

第3条 補助金の交付の対象となるストーブは、次の各号に掲げる要件のいずれをも備えるストーブとする。

- (1) 木質ペレット（間伐材、端材等の木材を粉碎したものを円筒状に固めたものをいう。）を燃料として使用すること。
- (2) 安定した燃焼を確保するため、燃料の定量的な供給ができる構造であること。
- (3) 未使用のストーブであること。

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、ストーブ1基分の購入費及び設置工事費の合計額の2分の1に相当する額以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、100,000円を超えないものとする。

2 補助金の交付は、1の建物につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、ストーブの設置を完了した日から起算して15日を経過する日（その日が当該設置を完了した日の属する年度の翌年度の日となる場合にあっては、当該設置を完了した日の属する年度の3月31日）までに、金沢市木質ペレットストーブ設置費補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるとときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び確定した額を当該申請をした者に通知する。

(手続代行者)

第6条 設置者は、前条の交付申請の手続を、ストーブの販売等をする者に代行させることができるものとする。

2 交付申請の手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、前項の規定により依頼された手続の代行を速やかに行うものとする。

3 手続代行者は、前項に規定する手続きの代行により設置者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

4 市長は、手続代行者が第2項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成20年4月1日以後にストーブを設置する者に係る補助金について適用する。

附 則（平成21年3月31日決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に設置されるストーブにつき適用する。

附 則（平成25年3月31日決裁）

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に設置されるストーブについて適用する。

# 金沢市住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助金交付要綱

(平成28年3月31日決裁)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止策として住宅へのリチウムイオン蓄電システムの普及を促進するため、その設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (補助金の交付)

第2条 補助金は、自己が居住する住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）にリチウムイオン蓄電システムを設置した者又はリチウムイオン蓄電システムが設置された住宅を購入し、居住した者（以下「設置者」という。）で、市税を滞納していないものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

## (補助対象システム)

第3条 補助金の交付の対象となるリチウムイオン蓄電システムは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているものであること。
- (2) 蓄電容量の合計が1.0kWh以上のもので、定置用のものであること。
- (3) 未使用のものであること。

## (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、機器本体及び付属機器の購入並びに設置工事費の合計額に4分1を乗じて得た額以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、100,000円を超えないものとする。

2 補助金の交付は、1の住宅につき1回を限度とする。

## (整理番号の発行)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、リチウムイオン蓄電システムを設置する前に、住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助金整理番号発行申込書（様式第1号）により、市長に整理番号の発行を申し込みなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みを受理したときは、整理番号を発行し、住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助金整理番号通知書（様式第2号）により、これを当

該申込みをした者に通知する。ただし、補助金の交付額が当該年度の予算を超える見込みがあるときは、発行しないものとする。

- 3 前項の整理番号は、当該年度に限り、その効力を有するものとする。
- 4 第2項の整理番号の発行を受けた者は、補助金の交付を受けることを取りやめるとき又は整理番号の発行を受けた年度内に第7条に規定する住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助金交付申請書を提出することができないときは、その旨を市長に申し出なければならない。

(整理番号の発行の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定により発行した整理番号を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により整理番号の発行を受けたとき。
- (2) 前条第4項の規定による申出があったとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の交付申請等)

第7条 第5条の規定により整理番号の発行を受けた者で補助金の交付を受けようとするものは、リチウムイオン蓄電システムの設置の日（リチウムイオン蓄電システムの設置後に当該住宅に居住を始めた場合にあっては、当該居住を開始した日。以下同じ。）から起算して30日を経過する日（その日が当該設置の日の属する年度の翌年度の日となる場合にあっては、当該設置の日の属する年度の3月31日）までに、住宅用リチウムイオン蓄電システム設置費補助金交付申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該補助金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に通知する。

(報告)

第8条 市長は、この要綱の規定によるリチウムイオン蓄電システムの設置に関する補助金の交付を受けた者に対し、運転状況等の報告を求めることができる。

(手続代行者)

第9条 設置者は、第5条の規定による申込み又は第7条の規定による交付申請の手続の代行について、リチウムイオン蓄電システムの販売等をする者に委託することができる

ものとする。

- 2 前項の規定による委託を受けた者（以下「手続代行者」という。）は、同項の規定により委託された手続の代行を速やかに行うものとする。
- 3 手続代行者は、前項に規定する手続の代行により設置者に関して得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の基本理念を尊重し、同法に規定する個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 4 市長は、手続代行者が第2項に規定する手続の代行を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

# 金沢市事業者用デマンドコントロールシステム設置費補助金交付要綱

(平成 26 年 4 月 1 日決裁)

改正 平成 28 年 3 月 31 日決裁

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止策としてデマンドコントロールシステムの普及により事業所等の省エネルギー化を促進するため、その設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 この要綱において「デマンドコントロールシステム」とは、事業所等の使用電力量を常時計測及び監視をし、あらかじめ設定した最大需要電力量の目標値を超える予測をした場合に警報等で知らせる機能を有する装置（電気機器を制御し、ピーク抑制を図る機能を併せ持つものを含む。）をいう。

## (補助金の交付)

第3条 補助金は、自己の事業の用に供する市内の建築物で、電力会社との契約電力が 50kW以上500kW未満のものにデマンドコントロールシステムを設置した者（国及び地方公共団体を除く。以下「補助対象事業者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者には、補助金は交付しないものとする。

## (補助対象システム)

第4条 補助金の交付の対象となるデマンドコントロールシステム（以下「補助対象システム」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 計測した電力使用量等のデータを記録し、パソコン等に出力する機能を有すること。
- (2) 未使用のシステムであること。
- (3) 既存の設備の更新ではないこと。
- (4) 補助対象システムの設置に関し、本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものとの交付を受けていないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象システムの設置に要する経費のうち別表に掲げるものの合計額（国の補助金その他収入がある場合は、その額を控除した額とする。）に4分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、200,000円を超えないものとする。

2 補助金の交付は、1の受電契約につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象システムを設置する前に、金沢市事業者用デマンドコントロールシステム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、市長が別に定める関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により当該交付決定を受けたとき。
- (2) 補助事業の中止の申請があったとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第8条 補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日（その日が当該設置の日の属する年度の翌年度の日となる場合にあっては、当該設置の日の属する年度の3月31日）までに、金沢市事業者用デマンドコントロールシステム設置費補助事業実績報告書（様式第2号）に、市長が別に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(協力等)

第9条 市長は、補助対象事業者に対し、本市の温暖化対策事業への協力を求めるができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成28年3月31日決裁）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の金沢市事業者用デマンドコントロールシステム設置費補助金交付要綱の規定  
は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請を行う者について適用する。

別表（第5条関係）

区分	内容
設備費	監視装置、計測装置、警報装置、制御装置及び表示装置を構成する機器並びにこれに附属する機器のうち補助対象システム専用のもの（パソコン及びプリンターを除く。）の取得に要する経費
設置工事費	上記設備の設置に要する経費

## ■補助制度

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の3に基づき策定した「金沢市低炭素都市づくり行動計画」の具現化策

		再生可能エネルギー導入支援対策費					エネルギー使用効率化支援事業		
区分	住宅用太陽光発電 (個人住宅) (4kWで計算)	住宅用 エナファーム	住宅用 エコウイル	住宅用 ハイブリット給湯 システム	木質ペレットストーブ	HEMS	住宅用蓄電池	事業者用 デマンドコントロール システム	
補助金額	伝環区域 10万円／件 上記以外 5万円／件	10万円／件	4万円／件	4万円／件	設置費×1/2 限度額 10万円／件	設置費×1/4 限度額 2万円／件	設置費×1/4 限度額 10万円／件	設置費×1/4 20万円／件	
設置費用(A)(機器本体・工事費)	190万円	190万円	80万円	80万円	40万円	20万円	190万円	150万円	
国補助(B)	—	8万円 (上限16万円)	—	—	—	—	—	—	
(A) - (B) = (C)	190万円	174万円	80万円	80万円	40万円	20万円	190万円	150万円	
市補助額(D)	5万円	10万円	4万円	4万円	10万円	2万円	10万円	20万円	
自己負担額(C) - (D)	185万円	164万円	76万円	76万円	30万円	18万円	180万円	130万円	
市補助率(D/C)	2.63%	5.75%	5.00%	5.00%	25.00%	10.00%	5.26%	13.33%	
補助実績	H16	69件	—	—	—	—	—	—	
	H17	67件	—	—	—	—	—	—	
	H18	50件	—	—	—	—	—	—	
	H19	30件	—	—	—	—	—	—	
	H20	23件	—	—	—	16件	—	—	
	H21	111件	—	33件	—	7件	—	—	
	H22	220件	7件	12件	—	7件	—	—	
	H23	399件	3件	15件	—	5件	—	—	
	H24	445件	12件	15件	—	14件	—	—	
	H25	153件	21件	15件	—	32件	27件	—	
	H26	115件	26件	2件	—	19件	2件	1件	
	H27	145件	7件	0件	—	13件	1件	0件	
	H28	88件	5件	0件	38件	9件	1件	64件	
	H29	67件	5件	0件	47件	9件	3件	64件	
	H30	72件	14件	—	44件	10件	1件	57件	
支出負担行為同済件数	計	2,054件 (うち伝環 146件)	100件	92件	129件	141件	35件	185件	
	導入予定台数 (令和元年度予算)	110 (うち伝環10件)	20件 (都市ガス10件・LPガス10件)	—	55件 (都市ガス30件・LPガス25件)	10件	0件	40件	
整理番号 発行済件数	R元.8.31現在 申込件数	77件 (うち伝環 9件)	都市 0件 LP 8件	—	都市 8件 LP 13件	1件	0件	96件	
	補助金額根拠	設置費用の約2.5% 補助制度の金額根拠基準 ※H25末で国補助終了	設置費用(国補助除く)の 約5% 発生電力の買取制度がない ため太陽光発電の2倍で設 定	設置費用の約5% 発生電力の買取制度がない ため太陽光発電の2倍で設 定	設置費用の約5% 発電機能はなし	設置費用の25%相当 ペレット(燃料)の購入費が かかるため			
制度変更履歴	H16:開始 H23:伝環区域設定 H25:HEMS設置を義務付け	H22:開始	H21:開始 H30:終了	H28:開始	H20:開始 H25:ペレットを燃料とする ものに限定 (炭を対象から除外) 限度額 5→10万円	H25:開始	H28:開始	H26:開始 H28:限度額 10→20万円	

(6) 中山間地域遊休農地活用就農者  
支援事業費

## 事業概要説明シート（6）

### 【1 事業概要】

事務事業名	中山間地域遊休農地活用就農者支援事業費	担当課	農業水産振興課																																																																																																																																																							
根拠法令等	金沢市中山間地域遊休農地活用就農者支援事業実施要綱	事業期間	平成 15 年度～( 16 年目)																																																																																																																																																							
<p>■中山間地域の遊休農地の利活用を図るため、新たに野菜、花き等の生産を行う新規就農者に対し、初期投資費用を支援する。</p> <p>○事業詳細</p> <p>1 補助対象項目及び補助率等</p>																																																																																																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th colspan="3">補助率</th> <th>補助限度額</th> <th>補助期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td rowspan="2">農地借上料</td> <td>1年目</td> <td>2年目</td> <td>3～5年目</td> <td rowspan="2">50千円/1年</td> <td rowspan="2">5年</td> </tr> <tr> <td>10/10</td> <td>9/10</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②</td> <td rowspan="2">土壤改良資材費</td> <td>1年目</td> <td>2年目</td> <td>3年目</td> <td rowspan="2">150千円/1年</td> <td rowspan="2">3年</td> </tr> <tr> <td>10/10</td> <td>9/10</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>土地基盤整備費</td> <td colspan="3">8/10 (3/10)</td> <td>4,800千円/3年</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>生産施設整備費</td> <td colspan="3">13/30 (1/10)</td> <td>910千円/3年</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>農業機械整備費</td> <td colspan="3">- (1/10)</td> <td>2,500千円/3年</td> <td>3年</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;事業開始年度が2013年以前の場合&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> <th>補助期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>農地借上料</td> <td>10/10</td> <td>50千円/1年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>土壤改良資材費</td> <td>10/10</td> <td>150千円/1年</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>土地基盤整備費</td> <td>8/10 (3/10)</td> <td>4,800千円/3年</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>生産施設整備費</td> <td>13/30 (1/10)</td> <td>910千円/3年</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>農業機械整備費</td> <td>- (1/10)</td> <td>2,500千円/3年</td> <td>3年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（）内の補助率は、国庫事業に採択された場合の市上乗せ分</p> <p>2 事業実績及び計画 (H15～R元)</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数</th> <th>事業費</th> <th>市補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H15</td> <td>1</td> <td>5,432</td> <td>3,368</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>1</td> <td>1,734</td> <td>1,410</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>1</td> <td>218</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>1</td> <td>63</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>1</td> <td>63</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>2</td> <td>1,733</td> <td>1,404</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>2</td> <td>240</td> <td>226</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>4</td> <td>10,580</td> <td>1,999</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数</th> <th>事業費</th> <th>市補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>5</td> <td>7,179</td> <td>1,498</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>6</td> <td>1,926</td> <td>1,120</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>4</td> <td>1,226</td> <td>775</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>5</td> <td>365</td> <td>336</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>5</td> <td>231</td> <td>184</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>5</td> <td>1,291</td> <td>1,037</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>5</td> <td>3,791</td> <td>2,175</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>4</td> <td>3,393</td> <td>2,622</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>3</td> <td>265</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table>	項目		補助率			補助限度額	補助期間	①	農地借上料	1年目	2年目	3～5年目	50千円/1年	5年	10/10	9/10	8/10	②	土壤改良資材費	1年目	2年目	3年目	150千円/1年	3年	10/10	9/10	8/10	③	土地基盤整備費	8/10 (3/10)			4,800千円/3年	3年	④	生産施設整備費	13/30 (1/10)			910千円/3年	3年	⑤	農業機械整備費	- (1/10)			2,500千円/3年	3年	項目		補助率	補助限度額	補助期間	①	農地借上料	10/10	50千円/1年	10年	②	土壤改良資材費	10/10	150千円/1年	3年	③	土地基盤整備費	8/10 (3/10)	4,800千円/3年	3年	④	生産施設整備費	13/30 (1/10)	910千円/3年	3年	⑤	農業機械整備費	- (1/10)	2,500千円/3年	3年	年度	人数	事業費	市補助金	H15	1	5,432	3,368	H16	1	1,734	1,410	H17	1	218	200	H18	1	63	50	H19	1	63	50	H20	2	1,733	1,404	H21	2	240	226	H22	4	10,580	1,999	年度	人数	事業費	市補助金	H23	5	7,179	1,498	H24	6	1,926	1,120	H25	4	1,226	775	H26	5	365	336	H27	5	231	184	H28	5	1,291	1,037	H29	5	3,791	2,175	H30	4	3,393	2,622	R元	3	265	110
項目		補助率			補助限度額	補助期間																																																																																																																																																				
①	農地借上料	1年目	2年目	3～5年目	50千円/1年	5年																																																																																																																																																				
		10/10	9/10	8/10																																																																																																																																																						
②	土壤改良資材費	1年目	2年目	3年目	150千円/1年	3年																																																																																																																																																				
		10/10	9/10	8/10																																																																																																																																																						
③	土地基盤整備費	8/10 (3/10)			4,800千円/3年	3年																																																																																																																																																				
④	生産施設整備費	13/30 (1/10)			910千円/3年	3年																																																																																																																																																				
⑤	農業機械整備費	- (1/10)			2,500千円/3年	3年																																																																																																																																																				
項目		補助率	補助限度額	補助期間																																																																																																																																																						
①	農地借上料	10/10	50千円/1年	10年																																																																																																																																																						
②	土壤改良資材費	10/10	150千円/1年	3年																																																																																																																																																						
③	土地基盤整備費	8/10 (3/10)	4,800千円/3年	3年																																																																																																																																																						
④	生産施設整備費	13/30 (1/10)	910千円/3年	3年																																																																																																																																																						
⑤	農業機械整備費	- (1/10)	2,500千円/3年	3年																																																																																																																																																						
年度	人数	事業費	市補助金																																																																																																																																																							
H15	1	5,432	3,368																																																																																																																																																							
H16	1	1,734	1,410																																																																																																																																																							
H17	1	218	200																																																																																																																																																							
H18	1	63	50																																																																																																																																																							
H19	1	63	50																																																																																																																																																							
H20	2	1,733	1,404																																																																																																																																																							
H21	2	240	226																																																																																																																																																							
H22	4	10,580	1,999																																																																																																																																																							
年度	人数	事業費	市補助金																																																																																																																																																							
H23	5	7,179	1,498																																																																																																																																																							
H24	6	1,926	1,120																																																																																																																																																							
H25	4	1,226	775																																																																																																																																																							
H26	5	365	336																																																																																																																																																							
H27	5	231	184																																																																																																																																																							
H28	5	1,291	1,037																																																																																																																																																							
H29	5	3,791	2,175																																																																																																																																																							
H30	4	3,393	2,622																																																																																																																																																							
R元	3	265	110																																																																																																																																																							

【2 事業費および実績】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (予算)
事業費	万円 18.4	万円 103.7	万円 217.5	万円 262.2	万円 11.0
指標	助成対象の就農者数 —	5人 —	5人 —	4人 —	—

【3 市の評価】

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	—
	農業従事者の減少や高齢化などにより中山間地域の遊休農地化が進む中、新たに地域の担い手となる新規就農者への支援は、本市農業の発展に繋がるため、今後も継続していく。			
二次評価	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	(こんなふうに見直していきます) 助成対象の就農者数が低迷していることから、これまでの事業の成果を検証するとともに、より効果的な制度への見直しを検討する必要がある。			

# 金沢市中山間地域遊休農地活用就農者支援事業実施要綱

(平成15年4月1日決裁)

改正 平成19年4月1日決裁

平成20年4月1日決裁

平成22年6月22日決裁

平成23年4月1日決裁

平成25年4月1日決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、本市の中山間地域の遊休農地を活用して農業経営を始める者に対し、補助金の交付等の支援を行うことにより、中山間地域における農業の担い手の育成と遊休農地の解消を図ることを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中山間地域 農林業等に関する補助金交付規則（昭和32年規則第31号）別表の備考に規定する山間地をいう。
- (2) 遊休農地 過去1年以上引き続いて農作物が栽培されず、かつ、草刈り、荒起こし等の管理が行われていない状態の農地をいう。

## (対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、中山間地域の同一地区において10アール以上の遊休農地について5年以上の賃借権等の設定又は所有権の移転を行い、野菜、花きその他市長が定める農作物の生産（以下「農作物の生産」という。）のために活用する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内で農業を営んでいる者で、中山間地域で農作物の生産を始めることについて関係する農業協同組合の推薦を受けた者
- (2) 農業経営に関する研修機関等において農業技術等を習得した新規就農者で、中山間地域で農作物の生産を始めることについて当該研修機関等の推薦を受けた者

(3) その他市長が特に認める者

(対象者の責務)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、地域の生産組合等に加入するとともに、地域の農業の活動等に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、中山間地域で農作物の生産を行うために必要となる経費のうち、次に掲げる経費（第5号に掲げる経費にあっては、経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「経営体実施要綱」という。）第3の2の（1）のアに掲げる新規就農者補助事業に係る補助金（以下「国補助金」という。）の交付の対象となった事業に係るものに限る。）とする。

(1) 土地の賃借料

(2) 客土、暗きよ整備等の土地基盤整備費

(3) たい肥等の土壤改良資材費

(4) ビニールハウス等の生産施設整備費

(5) トラクター等の農業機械整備費

(補助率、限度額等)

第6条 補助金の交付に係る補助率、補助金の額及び対象年度は、次のとおりとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

区分	対象年度	補助率	補助金の額
土地の賃借料	5年度まで	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める率とする。 (1) 1年度目 10/10 (2) 2年度目 9/10 (3) 3年度目から5年度目まで 8/10	10アール当たり 10,000円とし、1年度につき50,000円を限度とする。

土地基盤整備費	3年度まで。 ただし、1圃場における整備は、2年度までとする。	8/10	1平方メートル当たり1,200円とし、対象年度につき4,800,000円を限度とする。
土壤改良資材費	3年度まで	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める率とする。 (1) 1年度目 10/10 (2) 2年度目 9/10 (3) 3年度目 8/10	10アール当たり30,000円とし、1年度につき150,000円を限度とする。
生産施設整備費	3年度まで	13/30	対象年度につき910,000円を限度とする。
農業機械整備費	3年度まで	1/10	対象年度につき2,500,000円を限度とする。
備考 この表における年度の起算については、農作物の生産を開始した年度から起算するものとする。			

2 前項の規定にかかわらず、国補助金の交付を受けるものについては、同項の表土地基盤整備費の項中「8/10」とあるのは「3/10」と、同表生産施設整備費項中「13/30」とあるのは「1/10」とする。  
(補助金の交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度補助金交付申請書に、営農計画書（様式第1号）及び中山間地域において5年間以上農業経営を続ける旨の誓約書（様式第2号）を添付して市長に提出しなければならない。ただし、当該補助金の申請に係る農作物の生産について、既に営農計画書及び誓約書を市長に提出している場合については、これらの添付を要しないものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに交付の可否を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。  
(補助金の交付の決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 非行その他の不正な行為のあったとき。
- (3) 補助金の交付を受けてから5年未満の期間で、農作物の生産を断念したとき。
- (4) その他補助金を交付することが不適当であるとき。

(届出)

第9条 補助金の交付の決定を受けている者は、疾病、事故等により農作物の生産が困難になったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成25年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市中山間地域遊休農地活用就農者支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に営農計画書及び誓約書を市長に提出する者について適用し、同日前に既に営農計画書及び誓約書を市長に提出した者については、なお従前の例による。

## 営農計画書

住 所					
氏 名					
中山間地域において営農を開始する理由					
中山間地域において耕作する農地	所 在 地	取 得 等 の 方 法			
居住地からの通作方法	①道のり km				
	②所要時間 分				
	③交通手段				
経営農地	区 分	地 目	現 状		目 標
	所有地				
	貸入地				
	貸付地				
家族構成	氏 名	続柄	年齢	従事日数	職業
所 有 農 機	名 称	購 入 年	台 数	摘 要	

具				
資 金 調 達	①自己資金 ②借入先 ③借入資金			
加 入 農 協 名				
生産組合の有 無	有 無			
現在の営農状 況と目標	作 物 名	現 状 (a)	目 標 (a)	
そ の 他				

-----  
推 薦 状

年 月 日

(宛先) 金沢市長

上記の営農計画書を適当と認め  
が中山間地域において  
農作物の生産を開始することを推薦します。

組合長 印

誓 約 書

年 月 日

（宛先）金沢市長

私は、下記の農地において5年以上営農を続けることを誓約します。

記

1 農地所在地

2 面 積

住 所

氏 名

(7) 子育て支援総合コーディネート  
事業費

## 事業概要説明シート（7）

### 【1 事業概要】

事務事業名	子育て支援総合コーディネート事業費		担当課	子育て支援課		
根拠法令等	児童福祉法 第21条の11		事業期間	平成 16 年度～( 15 年目)		
				■多様な子育て支援サービス・施設の情報を一元的に把握する「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、未就学児を持つ保護者を対象に、インターネット等を活用したサービス利用者への情報提供、個々のニーズに合わせたケースマネジメント及び事業の利用援助などの支援を行い、利用者の利便性の向上及びサービス利用の円滑化を図る		
				○事業詳細 [事業内容（平成30年度分）]		
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置場所 教育プラザ富樫 子育て情報案内ルーム 城北児童会館</li> </ul> <p style="text-align: right;">} それぞれ1名配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネート内容と件数</li> </ul>		
平成30年度						
入所入園関係		470	遊びの場	415		
幼稚園		168	サロン、園・保育所開放等	178		
保育所(途中入所含む)		302	金沢こども広場など	27		
			遊びの教室	101		
			(かんがる・かるがも)			
			子育てサークルなど	2		
			その他	107		
サポート関係		84	子育て相談	1,255		
一時保育(休日一時含む)		33	食事(授乳含む)	233		
ベビーシッター		3	睡眠	94		
ファミリーサポート		28	着脱	9		
産後ママヘルパー		2	清潔	33		
病児保育		10	排泄	77		
夜間保育		0	発育(発達問題含む)	126		
ショート・トワイライト		1	ことば	128		
その他		7	情緒	138		
			社会性	200		
			あそび	59		
			その他	158		
				計 2,572		
参考：コーディネート内容と件数						
		入所関係	遊びの場	専門機関		
H26		618	504	43		
H27		596	525	63		
H28		621	583	40		
H29		528	550	31		
H30		470	415	23		
			子育て相談	その他の		
			1,363	417		
			1,624	275		
			1,818	342		
			1,292	312		
			1,255	325		
				計 2,572		
参考：延べ利用者数						
		来談件数	電話件数	計		
H26		2,066	188	2,254		
H27		2,285	159	2,444		
H28		2,393	265	2,658		
H29		1,974	154	2,128		
H30		1,997	230	2,227		

【2 事業費および実績】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (予算)
事業費	万円 665.5	万円 660.3	万円 681.3	万円 663.4	万円 671.5
指標 コーディネート件数	3,225件	3,514件	2,836件	2,572件	—

【3 市の評価】

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	—
	子育て中の親にとって気軽に質問・相談できる場を提供していくことは、非常に重要であり、今後そういった環境をさらに整えていく必要がある。			
二次評価	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	(こんなふうに見直していきます)			
子育てに関する相談等の件数が減少傾向にあることから、利用者のニーズを把握するなど、原因を検証し、より効果的な事業内容への見直しを検討する必要がある。				

## (8) 食育推進費

## 事業概要説明シート（8）

### 【1 事業概要】

事務事業名	食育推進費	担当課	地域保健課
根拠法令等	健康増進法、食育基本法、食育推進基本計画	事業期間	平成 19 年度～( 12 年目)
<p>■金沢の伝統と文化に配慮し、食に関する正しい知識と判断力を身につけ、健全な食生活の実践により、心身ともに健康で生き生きと生涯を送ることができる市民を育てる。</p> <p>○事業詳細</p> <p>[事業内容（平成30年度分）]</p> <p>1. 栄養改善対策事業</p> <p>(1) 依頼教室（食と健康教室） H30年度 37回 1,751人参加</p> <p>(2) 特定給食施設等（H30年度登録：335施設）に対する指導</p> <p>①個別指導（栄養指導員（管理栄養士等）が施設利用者の栄養管理を指導） H30年度 107施設</p> <p>②集団指導（栄養士、調理担当者等を対象とした研修会を開催） 〔栄養士〕 平成31年2月28日開催 37施設参加 〔調理担当者〕 ア 平成30年5月29日開催 74施設参加 イ 平成30年6月1日開催 56施設参加</p> <p>(3) 栄養ほっとライン等相談業務（主に乳幼児の食生活及び食品事業者の表示相談） H30年度 電話相談 292件 来所相談 135件 虚偽誇大広告・栄養成分表示 32件</p> <p>2. 食環境づくり事業（健康づくりサポート店の普及） 栄養成分表示や「食事バランスガイド」の掲示、アレルギーの情報提供、 地元食材を使ったメニューの提供等を行う店舗や施設を登録 登録内容をホームページに掲載し、市民の健康な食生活の実践に活用してもらう。 H30年度登録店舗数 414店舗（2年に1回更新）</p> <p>3. 食生活改善推進員育成事業</p> <p>(1) 食生活改善推進員養成講座の開催 日本食生活協会の定める養成カリキュラムに沿い、5日間（20時間）実施 H30年度 講座終了者 10人 登録者数 10人</p> <p>(2) スキルアップ研修会の実施 調理技術及び衛生管理についての研修 H30年度 3回実施 延べ74人参加（推進員は3年に1回受講）</p> <p>(3) 主な活動実績 H30年度 活動者数 213人 地区組織活動 1,854回 市民参加者数 8,512人 主な活動：食育推進カー「ごはんだ号」による訪問減塩活動 17回 1,329人参加 若者の食育推進事業の調理支援 4回 105人参加 日本食生活協会委託事業 5事業 552人参加 (おやこの食育教室、男性のための料理教室、生涯骨太クッキング、 世代別に取り組む生活習慣病予防のためのスキルアップ事業、 食育推進啓発事業)</p> <p>4. 金沢市食育推進実践本部の設置 金沢市食育推進計画（第3次）に基づく食育事業を推進するため、関係団体 (学識経験者、子育て・教育、健康推進、地域、食の生産・流通等) で構成 (市長を本部長に18名) H31年2月25日 実践本部会議開催</p>			

【2 事業費および実績】

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (予算)
事業費	万円 147.9	万円 75.5	万円 87.7	万円 51.9	万円 85.8
指標 食生活改善推進員地区活動参加者数	8,618人	6,754人	8,635人	8,512人	—

【3 市の評価】

一次評価 (担当課評価)	今後の方向性	継続	見直し、廃止の理由	—
	健康な食事を通じて金沢の食文化を推進する役割を担う食生活改善推進員は、全国的に組織化されたボランティア団体であり、市民の健康づくりの在り方に関しても保健所管理栄養士と共に日々研鑽を積んでいる。			
二次評価	今後の方向性	見直し	見直し、廃止の理由	内容見直し
	(こんなふうに見直していきます)			
食生活改善推進員について、高齢等の理由により退会する者も少なくないことから、より幅広い世代を対象に養成するなど、事業内容を見直す必要がある。				